

安全報告書

(運輸安全マネジメント2022年度実績報告／ハイヤー・タクシー)

1. 目標の達成状況

(1) 数値目標：事故率（走行10万km当りの当方過失30%以上の有責事故件数）

法人	2022年度実績				
	前年実績	目標	当年実績	対前年増減	対目標増減
京王自動車	1.41	0.97	1.21	△ 0.20	+ 0.24

(2) 交差点での重大事故の撲滅を目指し、次の事故と交通違反の撲滅を図る。

<事故>

法人	① 右直事故（有責）			② 一時停止不履行事故（有責）			③ 赤信号無視事故（有責）		
	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減
京王自動車	0	1	+ 1	9	7	△ 2	1	4	+ 3

<交通違反>

法人	① 一時不停止違反			② 赤信号無視違反			③ 踏切不停止・遮断踏切立入違反		
	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減
京王自動車	18	24	+ 6	40	41	+ 1	3	2	△ 1

(3) 有責事故の削減のため、次の事故の削減を図る。

法人	① 後退事故（有責）			② 追突事故（有責）		
	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減
京王自動車	139	131	△ 8	25	17	△ 8

※ 2形態とも対前年減となった。

2. 実施計画および実施結果

実施計画	実施結果
<p>2022年度の重点施策・実施計画に対する進捗と結果について</p> <p>2022年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策を継続しながら、諸会議体はリモートを併用する等し、実施計画に基づく各種取組みを実施した。</p>	
<p>◎重点施策：輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。</p>	
<p>(1) 経営トップは、安全最優先の意識の徹底、関係法令の遵守及び安全管理体制の継続的な改善について、主体的に関与する。また積極的に安全に係る情報を共有する場を設け、本社部門と現業部門間で双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>① 経営トップは、定期的に現業長会議等の諸会議体を開催し、安全に係る情報の共有を図り、必要な指示を行う。また部長会議（毎朝）では、前日に発生した交通事故・違反の発生状況を共有し、必要に応じて営業所へ助言・指示を</p>	<p>(1) 経営トップは、安全管理体制の継続的な改善、本社部門と現業部門間の双方向コミュニケーションの構築について、以下のとおり積極的に関与していることが確認できる。</p> <p>① 経営トップは、毎朝開催する定例部長会議において、前日の全社（ハイタク・バス）における交通事故・違反の発生状況を共有し、事案ごとに協議、必要に応じて各営業所への展開と対策を指示している。また、現業長会議については、2022年7月より対</p>

2. 実施計画および実施結果

実 施 計 画	実 施 結 果
<p><u>行うことで安全最優先の意識の徹底、関係法令等遵守の浸透を図る。</u></p> <p>② <u>経営トップ及び安全統括管理者は、年2回、各営業所を巡視し、安全の確保に関わる取り組みの進捗状況を確認、必要に応じ現業職員に対しての具体的な指示・助言を行う</u></p> <p>1) 夏季「交通事故を0にする運動」実施期間中 2) 冬季「年末年始輸送安全総点検」実施期間中</p> <p>③ <u>年2回の現業説明会（くるま座の会）を継続実施することにより、乗務員代表の班長、労働組合役員、事務・整備職員に会社の現況報告を行うとともに、輸送の安全に関する議論を行なう。また説明会実施後、営業所は速やかに小集団活動を実施し、班長を通じ各班員に対しフィードバックするとともに意見を吸い上げ集約することで、内容を全社員に周知し、現業との双方向のコミュニケーションを図る。</u></p> <p>④ 経営トップは、内部監査やマネジメントレビューに参加し、輸送の安全に関する基本方針の設定や重点施策の策定に主体的に関与する。</p> <p>⑤ <u>概ね2～3か月ごとに社内報を発行し、安全に関する現状や経営トップからの安全に関するコメントを掲載、全社へ展開することで全乗務員への情報共有を図る。</u></p> <p>(2) <u>労使協働を基本とした安全管理体制を構築する。</u></p> <p>① <u>経営トップは、労働組合の執行委員会・中央委員会における会社の現況報告を継続実施し、情報共有を図るとともに輸送の安全に係る諸課題について議論を行い安全最優先の意識を根付かせる。</u></p>	<p>面・リモート併用で定期開催を再開し、安全に係る情報の共有、必要な指示を行い、安全最優先の徹底、関係法令遵守の浸透を図っている。</p> <p>② 経営トップおよび安全統括管理者は、夏季及び冬季の期間中、分担して輪番で各営業所を巡視し、安全確保に対する取り組み状況の確認のほか、出庫点呼の執行状況、所内掲示物、事務所員間の引継ぎ実施状況などを確認した上、適切な指示・助言を行っている。</p> <p>③ 年2回の現業説明会は継続実施され、会社の現況報告と輸送の安全に対する議論を行い、双方向のコミュニケーションを図っている。また、現業説明会の意見を集約しフィードバックしていることが確認できる。</p> <p>・現業説明会（くるま座の会）の開催 4月1日～5月26日（組合1回、現業長1回、事務整備職7回、タクシー現業21回、ハイヤー現業1回、新卒1回） 10月20日～12月5日（組合1回、現業長1回、事務整備職7回、タクシー現業19回、ハイヤー現業1回、新卒1回）7回、タクシー現業19回、ハイヤー現業1回、新卒1回）</p> <p>④ 経営トップは、内部監査およびマネジメントレビューに参加、輸送の安全に関する取り組みの状況や実績を確認・把握するとともに、基本方針の設定、重点施策の策定について、主体的に関与している。</p> <p>⑤ 社内報の発行は7月、1月の2回となったものの、安全に関する取り組みや交通事故の発生状況について掲載し、全社へ展開し情報を共有している他、表彰式等各種式典において、必ず安全に関する会社の現況について発信していることが確認できる。</p> <p>(2) 以下の状況が確認できる。</p> <p>① 経営トップは、年2回の現業説明会実施前に、執行委員・中央委員に対し、会社の現況報告を行い、各種情報共有のほか輸送の安全に係る諸課題について説明・議論したうえで、事故削減に向けた施策に取り組んでいる。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>② <u>経営トップは、定期的に労使対話の機会を設けることにより安全の確保に関する施策を共有する。また、共有した内容を各営業所・労組支部へ展開することにより、労使協働で安全最優先の意識の浸透・関係法令遵守の徹底を図る。</u></p> <p>③ <u>各営業所は労使から成る事故防止委員会、班長会議等の活動を通じ、協働で無事故コンテスト目標数値達成に向けた営業所行動計画を立案・策定し、安全最優先の意識の浸透に向け具体的な取り組みを実施する。</u></p> <p>④ <u>現任教育及び小集団活動を営業所の事故防止における重要な取り組みとして位置付け、営業所・労組支部・班長及び班員の三位一体で推進する。(年間合計12回実施：実施内容と計画については別紙参照)</u></p> <p>⑤ <u>各営業所は労使共催の安全運転講習会のほか、必要に応じて事故惹起者や新人乗務員、高齢乗務員を対象とした講習会等集合教育の開催について検討・実施する。</u></p>	<p>②経営トップは、交通事故を惹起した乗務員に対する処罰制度および再発防止教育の制定をはじめ、必要に応じて労使対話の機会を設け、安全に関する取り組みの進捗や新たな施策について共有しており、これを基に各営業所・労組支部に展開している。</p> <p>③各営業所では労使から成る事故防止員会、班長会議等の活動を行い、協働で無事故コンテスト目標の達成に向けた行動計画を立案・策定しているが、営業所間の温度差が大きく、必ずしも労使協働が上手く機能していない営業所もある。</p> <p>④現任教育については、今年度より事故防止における重要な取り組みと位置付け、各営業所で毎月計画的に実施しており、本社への実施報告書の提出・回覧をもって確認している。 (小集団活動未実施の営業所は相模原の1営業所)</p> <p>⑤労使共催のもと目黒、調布Ⅰ・Ⅱ、府中、町田、八王子・相模原、福生の8営業所で開催。その他、事故惹起者や高齢運転者などの対象者を絞った事故防止講習会等の実施および緊急小集団活動の実施は吉祥寺、杉並、昭島の3営業所となっている。 (上記講習会等未実施の営業所は多摩中央、青梅、ハイヤーの3営業所)</p>
<p>(3) <u>運行管理体制の強化</u></p> <p>① <u>本社各部署は、年度計画に基づき各営業所の社内業務監査を実施することで、現業における運行管理体制の現状と諸課題を把握、積極的に営業所と連携して改善を進めることにより、現業と本社各部署の連携・運行管理体制を強化する。</u></p> <p>② <u>運輸安全マネジメント目標の達成を目指し、通期で開催する無事故コンテストを継続実施する。</u></p> <p>1) <u>各営業所は目標達成のための行動計画を策定、所員間で共有し、事故防止に向けた具体的な取り組みを実施する。</u></p> <p>2) <u>無事故コンテストを通じ、乗務員への安全最優先の意識浸透、道路交通法等関係法令遵守の意識付けを図り、運行管理体制の強化に取り組む。</u></p>	<p>(3) 以下の状況が確認できる。</p> <p>①業務都合等により、一部の監査実施部署において遅延はあったが、年度計画に基づき全営業所に対する社内業務監査を実施、また規定通り、半年後の自主点検を実施している。</p> <p>②無事故コンテストは継続実施しているが、全社安マネ目標達成は12月単月のみに止まっている。</p> <p>1) 半期に一度コンテスト行動計画報告会・結果報告会を開催し、経営トップをはじめ、本社部門が各営業所の行動計画に対する助言・指摘を行い計画を再提出させるなど、積極的に関与しているが、一部計画未実施の営業所がある。</p> <p>2) コンテストに対する乗務員個々の意識は低く、安全意識の浸透までには至っていない。次年度以降は目標設定や内容等、日々乗務員が無事故を意識できる内容・開催方となるよう再検討する必要がある。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>③ 営業所における運行管理体制の強化</p> <p>1) <u>アルコールチェッカーと連動したIC免許リーダーの活用と事前チェック表を使用した健康状態の把握により、厳正な点呼を実施する。</u></p> <p>2) <u>規定に基づき、社内業務監査・自主点検を実施しPDCAサイクルを回すことで運行管理業務の徹底を図る。</u></p> <p>3) <u>出庫前点検、出庫・帰庫時の車両外装チェックを徹底し、乗務員の営業車両に対する意識の改善を進める。</u></p> <p>4) <u>定期健康診断の100%受診と、当社規定に基づく要健康管理者、健康管理候補者の管理を徹底する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、直ちに運行を中断し、速やかに運行管理者へ報告・指示を受けるよう現任教育を徹底する。 ・高齢者を中心とした乗務員の脳ドック検診受診について検討する。 <p>5) <u>65歳以上の高齢乗務員に対する適齢診断の受診と受診後教育を確実に実施するとともに、勤務延長時の健康状態の把握を徹底する。</u></p> <p>6) <u>引き続きコロナ感染症に対する感染対策を実行し、社内におけるクラスター感染の発生を未然防止する。</u></p> <p>7) <u>交通事故惹起者に対する均一的な指導・教育体制を構築し、事故の再発防止と抑止を図る。</u></p> <p>8) <u>営業所間での運用状況に格差のあるドライブチャートについて、教育や指導への活用方法等運用の均一化を進め、事故削減とその効果の検証を実施する。</u></p>	<p>③以下の状況が確認できる</p> <p>1) IC免許リーダー、事前チェック表に加え、新たに当社共通の把握点呼手順を定めたほか、管理者側の吹き漏れに対する処罰を厳格化している。</p> <p>2) 10月以降の社内報告が滞ったが、計画に基づき業務監査を実施、指摘に対する改善報告、自主点検を行い、結果を社内でも共有している。</p> <p>3) 社内業務監査による指摘と改善に向けた取り組みの結果、台帳・チェック表の整備、車両の損傷個所など、前年に比べ大きく改善されている。 (管理不十分の評価結果「不可」の営業所が21年度は7営業所、22年度は4営業所と改善)</p> <p>4) 休職・私病長欠者等を除き、定期健康診断受診率100%。業務監査において要健康管理者に対する管理状況を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康起因による運行の中断の未然防止は、現任教育の年間計画に基づく項目の一つとしており、教育実施時に各営業所で取り上げ、周知徹底している。 ・新たに乗務職における65歳定年退職時および70歳到達時の脳ドック検診の受検を定め、2022年4月16日以降より適用実施している(今年度受検者延べ64名)。 <p>5) 法令に基づく適齢診断受診および受診後の教育は遅滞なく行われていることを社内業務監査において把握している。</p> <p>6) 総務部による社内コロナ感染症罹患者の把握および東京都における感染状況を鑑み、都度注意喚起を促している。社内におけるクラスター感染の発生は無い。</p> <p>7) 交通事故に対する処罰制度を創設し、2022年7月1日以降発生した交通事故から適用、併せて対象者に対する再発防止教育(本社・営業所)の体制を整え、運用を開始している。</p> <p>8) 各営業所における活用方法等の均一化は不十分だが、再発防止教育と合わせ、DC車両乗務教育実施を制度化したことにより、閲覧率の向上等に一定の改善がある。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>(4) 事故発生状況等の共有と事故傾向の分析、再発防止策の実施</p> <p>① <u>本社は、現業長会議などの諸会議体や、社内グループウェア（サイボウズ）の回覧を通じ、営業所へ事故と違反の傾向をフィードバックする。</u></p> <p>② <u>営業所は、本社からのフィードバックにより自営業所の事故状況・傾向を分析し、地域やブロック毎の特性等を考慮して上期・下期の具体的な目標数値、達成に向けた具体的な行動計画を策定し、実施する。</u></p> <p>③ <u>危険な事故や悪質な違反及びヒヤリハットなど、全社で注意喚起が必要な事案が発生した場合には、安全運行部からテロップ付動画等を配信、各営業所では点呼等を通じ、全乗務員への周知と再発防止に向け注意喚起を実施する。</u></p> <p>④ <u>事故・違反発生時のドライブレコーダー画像（内側・外側）検証を継続し、事故原因の究明と再発防止に向けた指導教育を実施する。</u></p> <p>⑤ <u>活用状況に温度差のあるドライブチャートの運用を定着させ再発・未然防止の教育のツールとして定着させ、併せて事故の削減効果を検証する。</u></p> <p>⑥ 「事故防止ワーキンググループ」の活動を活性化・定着させ以下の課題について取り組みを実施する。</p> <p>1) <u>交通事故・違反の削減と事故率の低減に向けた活動</u></p> <p>2) <u>事故費と任意保険料の削減</u></p> <p>3) <u>ドライブチャートの活用と事故削減効果の検証</u></p> <p>4) <u>無事故コンテストにおける行動計画の策定</u></p>	<p>(4) 以下の状況が確認できる</p> <p>①安全運行部は、現業長会議などの諸会議体およびサイボウズの回覧等を活用し、毎月の交通事故・違反発生状況、交通事故の傾向、危険であり全社的に注意喚起が必要と判断される事案について、全社にフィードバックしている。</p> <p>②各営業所では、地域特性や自営業所で発生している事故の状況と傾向を分析し、運輸安全マネジメント目標事故率達成のための具体的な行動計画を策定、上期・下期開催の無事故コンテスト結果・行動計画報告会で取り組み内容を確認しているが、計画未実施や遅延している営業所も散見され、効果的な事故削減には結びついていない。</p> <p>③22年度1月末時点で安全運行部から配信されたテロップ付注意喚起画像は25件。これを受け、各営業所は乗務員各位に対し、出庫点呼等で事案周知と注意喚起を行い、使用した資料・画像を、所定の事故警報綴りに保管している。ヒヤリハット情報については、ドライブチャートのサマリーレポートを活用し、毎週営業所毎にフィードバックと注意喚起を実施している。</p> <p>④DR画像は、事故発生時の原因究明のほか、事故防止の教材として活用され、再発防止教育では個々の日常の運転画像を取得し、管理者・乗務員が画像を一緒に確認・検証することにより運転リスクやヒヤリハットへの気付きとし、指導教育・助言に活用されている。</p> <p>⑤事故処罰対象者に対する再発防止教育の一環として、DC車両乗務による運転改善教育を義務付けたことから、十分とは言えないものの、乗務員・管理者双方の全体的なDC閲覧率は前年に比べ改善傾向にある。事故削減の効果検証は未実施。</p> <p>⑥1) 2) 3) 4) の事故防止ワーキンググループの活動として、以下の取り組みを行ったことが確認できる。</p> <p>・事故防止ワーキンググループの各ブロックリーダーを中心に新たに「シートベルト声掛け」ビデオ資料を作成し展開。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>(5) <u>事業継続基本計画（BCP）のほか、運輸防災マネジメント指針に基づく社内での取り組みについて検討する。</u></p> <p>① <u>大型台風等異常気象時の八王子地区における車両退避に係る訓練を継続実施する。</u></p> <p>② <u>浸水や道路冠水危険箇所のほか、土砂崩れ等の通行危険箇所について広く周知出来るハザードマップの作成を検討する。</u></p> <p>(6) ドライブチャート、ドライブレコーダー画像を用いた「安全行動の実態確認調査」を実施、結果に基づき全乗務員に対する安全行動アンケートを実施する。 ハイヤーについては、顧客先へのアンケートを実施、乗務員へ安全・接遇に対するヒアリングを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業所ワーキンググループ担当者が中心となり、自営業所における事故再発防止教育の実施状況と問題点を取りまとめ社内に向けフィードバックする取組を実施。 ・無事故コンテストにおける行動計画を立案。課題の取り組みとしてドライブチャート活用の推進、小集団活動への実技の取り込みなどを推進。 ・経営トップを交えた無事故コンテスト結果・行動計画報告会において報告・意見交換を行い、各営業所の事故防止活動のPDCAサイクルを検証している。 <p>(5) 以下の状況が確認できる</p> <p>①2022年8月16日（火）、異常気象時の自家用通勤訓練および営業車両の退避訓練を実施している。 （営業所員・整備工場員、本社員ほか29名参加）</p> <p>②前年度作成した各営業所の営業区域内における道路冠水ハザードマップの点検、見直し（追記）を行っている。</p> <p>③ALSOKの安否確認訓練を6月に実施している。 （次回3月）</p> <p>④2022年12月16日（金）、国土交通省主催のWebセミナーに参加、運輸防災マネジメントに係る情報の社内共有を図った。（経営トップ、安全統括管理者、運輸事業部門各部長、総務部長、総務部課長、バス営業所長が参加）</p> <p>(6) 全社的な安全行動アンケートは未実施だが、各営業所の取り組みとして、シートベルト着用の声掛けの実施状況に関する独自のアンケートを実施している。 ハイヤーについては、顧客先へのアンケート調査を実施、結果を乗務員にフィードバックする取り組みを開始。（ハイヤー顧客12社53名分、運行管理17社25名分）</p>
<p>◎重点施策：輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し実施する。</p>	
<p>(1) 乗務員教育</p> <p>① 初任運転者</p> <p>1) 採用研修センターにおいて、法令に基づく所定の教育と乗務指導員による同乗指導による安全運転、営業・接遇に関する基本教育を実施する。</p>	<p>(1) 乗務員教育</p> <p>① 以下の実施が確認できる。</p> <p>1) 新人乗務員に対し、法令に基づく所定の教育、乗務指導員による同乗教育による安全運転、営業・接遇面に関する基本教育を継続して実施しているほか、タクシーセンターの新人特別接遇研修を受講させるなど取り組んでいる。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>2) 営業所配属後は、管理者による座学のほか、指導班長による同乗運転指導教育を中心とし、地域特性に応じた教育を実施する。</p> <p>3) ハイヤーの新人乗務員については、別途安全・仕業習得を軸とした指導班長による教育（同乗教育を含む）を実施する。</p> <p>4) 指導班長未選任の営業所においては、2022年度上期中に指導班長を選任し、新人乗務員の教育体制を確立する。</p> <p>② 現任運転者</p> <p>1) 現任運転者教育計画（年間：別紙）に基づく教育を毎月実施するほか、小集団活動の場を利用して、座学・実技による教育を実施する。</p> <p>2) 必要に応じ集合点呼（さみだれ点呼）を実施し、他営業所で発生した事案等の周知、再発防止教育を実施する。</p> <p>3) 労使共催による安全運転講習会・事故防止講習会等集団教育を年1回以上実施するほか、必要に応じて入社1年未満者や高齢乗務員等を対象とした講習会を実施する。</p> <p>③ その他</p> <p>1) 入社1年未満の新人乗務員及び事故惹起・多発者については、ドライブチャートを活用した運転の振り返り、特性の把握と改善教育を実施する。</p> <p>2) 事故惹起・多発者については、下車勤務による教育カリキュラムに基づく本社教育・営業所教育を実施する。</p> <p>3) 外部講師の招へいや外部施設を利用した乗務員講習会の開催について検討する。</p> <p>4) 運転の基本動作を徹底するため、動作前安全確認の完全実施と乗務員自らお客様へ「シートベルト着用の声掛け」を実施することを重点項目とし、ドライブレコーダー画像の定期的確認を実施、結果を乗務員へフィードバックし、定着に向けた取り組みを行う。</p> <p>(2) 運行管理者教育 運行管理体制を強化するため、以下の教育を実施する。</p> <p>① 運行管理者一般講習会への出席のほか、運行管理・事故防止研修を年1回、本社で実施する。</p>	<p>2) 営業所配属後の教育は、座学のほか、指導班長による同乗運転指導教育が行われ、地域特性に応じた教育を実施している。</p> <p>3) ハイヤー営業所においては、引き続き指導班長の教育による安全・仕業習得を主軸とし、フォローアップ教育を実施している。</p> <p>4) 今年度新たに4つの営業所で指導班長を選任、13営業所で新人乗務員への教育体制が整った。（未選任は相模原のみ）</p> <p>②以下の実施が確認できる。</p> <p>1) 営業所毎に遅延はあるものの、現任運転者教育計画に基づく教育は、教育記録（乗務員サイン）と教育資料・報告書の回覧により、毎月実施している。</p> <p>2) 多くの営業所で必要に応じて集合点呼（さみだれ点呼）を実施し、周知している。</p> <p>3) 1. (2) ⑤記載のとおり8営業所で開催。その他対象者を絞った講習会のみ開催した営業所が3営業所、残り3営業所は未開催（多摩中央、青梅、ハイヤー）</p> <p>③その他</p> <p>1) 2) 2022年7月1日以降に発生した交通事故に対する処罰制度の制定により、対象者には併せて事故の再発防止教育を実施、教育後には一定期間ドライブチャート車両へ乗務させ運転の振り返り・特性の把握と改善に向けた教育を実施し、安全に対する意識の浸透を図っている。</p> <p>3) 安全運転外部研修の実施は見送ったが、各営業所で所轄の警察署講師を招いた講習会や現業長による乗務員への講習会を開催している。</p> <p>4) ワーキンググループ発信の取り組みを推奨したほか、車内人身事故が発生する度にテロップ付注意喚気画像を配信し、「シートベルト着用声掛け」の周知徹底を促している。また、営業所によってはDR画像を個別に抜き打ちで確認して声掛け実施状況を把握する取り組みを行っているが、車内人身事故は引き続き発生しており、「声掛け」の完全定着には至っていない。</p> <p>(2) 運行管理者教育 教育の実施状況については以下の通り</p> <p>①・運行管理・事故処理講習会（若手事務員対象：計2回）</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>② 現業長・副所長を対象とし、NASVAや損保会社などの外部講師による安全マネジメントのコンセプト教育を実施する。</p> <p>③ 社内業務監査・自主点検の実施により、各営業所の運行管理や労務管理の現状を把握し、現業長をはじめ担当者へ適正な指示・助言を与えることで個々のスキルアップを図る。</p> <p>④ 事故防止ワーキンググループの全体会議及びブロック会議を定期開催、情報共有と具体的事故防止策を立案・実施することにより、個々のメンバーのスキルアップを図る。</p> <p>⑤ コロナ禍においては、リモートによる会議体、研修・講習会等の開催を積極的に検討し、教育計画に遅滞が無いよう実施していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な点呼とヒューマンリスク（助役以下対象：計2回） ・DC活用講習会（現業事務職員希望者：計2回） <p>② 運輸安全マネジメントガイドラインセミナー（現業長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NASVA主催の運輸安全マネジメントセミナーは未開催。 <p>③ 社内業務監査・自主点検は実施フローチャートに基づき実施できている。各担当部署では、現業長以下の事務職員に対し、監査の講評を行い、不備に関して指摘、改善を促すとともに、業務遂行における助言を行っている。</p> <p>④ 事故防止ワーキンググループの活動として1.（4）⑥に記載の取り組みを実施。個人差はあるものの、各営業所の事故防止活動に主体的に取り組んでいる。</p> <p>⑤ 本社課長職以上、現業長以上にモバイルパソコンが貸与されたことにより、リモートによる打合せや会議体の開催運営、各種講習・研修会への参加が定着している。</p>
<p>◎重点施策：輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。</p>	
<p>(1) 無事故乗務員表彰規定に基づく表彰を実施する。</p> <p>(2) 2021年度より通期で実施している無事故コンテストを継続する。</p> <p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 乗務員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 拘束時間内小集団活動の実施 2) 安全運転講習会、新人乗務員事故防止講習会等の開催 3) NASVAネットを活用した適性診断（一般）の受診 4) 安全運転外部研修開催の検討 <p>② 運行管理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 営業所事務員を対象とした適性診断活用講座の受講 	<p>(1) 規定に基づき2021年度の無事故乗務員に対し、2022年6月給与にて表彰金を支給している。</p> <p>(2) 無事故コンテストを継続実施し、2021年度下期・2022年度上期分と、運輸安全マネジメント目標を達成した営業所の乗務員と優れた取り組みを行った営業所の事務所員を表彰している。</p> <p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 以下の状況が確認できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 拘束時間内小集団活動を実施した際は、規定に基づく手当を支給している。 2) 労使共催のもと9営業所で開催（費用等の捻出は無し） 3) NASVAネットを活用した一般診断の受診は計16件。（システムの関係でNASVAネット利用は今年度で終了） 4) 参加者の選定含め未検討、2022年度の実施は見送り。 <p>② 運行管理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 2022年度未実施。指導に有効な講習のため、次年度以降未受講の事務所管理者を対象とし、計画的に受講させる。

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>2) 損保会社などの外部講師を招いた研修・講習会の開催</p> <p>(4) 警視庁主催「セーフティドライバー・コンテスト」への継続参加及び参加乗務員の運転記録証明の取り付けによる交通事故、違反の惹起状況を把握する。</p> <p>(5) 年度計画に基づきドライブレコーダーの代替を実施する。</p> <p>(6) 代替により、ジャパントクシーを導入する。</p>	<p>2) 損保会社担当者およびMSインターリスク総研の外部講師による講習会を開催（計4回、費用負担なし）</p> <p>(4) 2022年度も「セーフティドライバー・コンテスト」へ継続して参加している。また運転記録証明を取り付けているが、業務外の交通事故・違反の惹起状況の把握までには至っていない。</p> <p>(5) 2022年度の代替計画に基づき、順次新機種へ切り替えているが、代替・減車計画、各営業所へのドライブチャート再配分などに加えジャパントクシーへの移設も検討する必要があることから一部車両に旧式のウィットネスが装着されたままとなっている。</p> <p>(6) 代替計画に基づき順次ジャパントクシーを導入している。（2022年度2月末までの実績54台）</p>

◎重点施策：輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

<p>(1) 年1回、本社管理部門を対象とした内部監査を実施する。</p> <p>(2) 安全統括管理者は、内部監査結果及び是正・予防措置を社長及び取締役へ報告する。</p> <p>(3) 現業部門を対象とした社内業務監査及び自主点検を実施する。</p> <p>① 本社各担当部署は、「営業所業務監査規定」に従い、定められた期間内に業務監査を実施する。</p> <p>② 業務監査の実施から、結果に基づく改善報告、改善の状況を確認するフォローアップ監査の実施と結果報告まで、5ヶ月を目途とし、各営業所はその半年経過後に自主点検を行って報告するものとし、PDCAサイクルの循環を推進する。</p>	<p>(1) 2022年度の内部監査を2月22日（水）実施。</p> <p>(2) 内部監査終了後、常務会および取締役会へ付議、安全統括管理者から報告を行っている。</p> <p>(3) 以下の状況が確認できる。</p> <p>① 遅延はあったが、2022年12月までに全営業所において業務監査を終了、指摘事項についての改善報告を提出させるとともに、業務監査から半年経過後の自主点検も順次行っている。</p> <p>② 業務監査フローのうち、部長会議における結果報告および監査実施報告書の回議が大幅に遅延しており、次年度以降、PDCAサイクルの循環について改善が必要。（遅延理由：安全監査担当内の業務分担および担当者の私病長欠による引継ぎの遅延、一部監査実施部署による業務監査実施の遅延）</p>
---	--

◎重点施策：輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達、共有を図る。

<p>(1) 重大な事故、災害等が発生した場合は、所定の報告・連絡体制により情報を伝達・共有する。本社休業日に発生した場合は、別途定める緊急連絡網により実施する。</p>	<p>(1) 重大な事故や災害等の発生は無かったが、有事の際、定めている報告・連絡体制および緊急連絡網により、遅滞なく情報の共有が図れるよう「緊急連絡訓練」を次年度以降実施する。</p>
---	---

実 施 計 画	実 施 結 果
(2) 社内グループウェア（サイボウズ）の活用により情報を共有、記録媒体として活用を継続するとともに、本社管理職以上は、2021年度から導入しているモバイルパソコンを活用することで、リモートによる会議体への参加など、適宜社外からの情報共有についても推進する。	(2) モバイル型ノートパソコンの導入・貸与が進み、現業長会議を始めとしたリモートによる諸会議体の開催、外部研修・セミナー等への出席が定着、これにより会議中の資料閲覧やその他情報の共有など、より一層「サイボウズ」の活用が推進されている。
◎重点施策：輸送の安全に関する情報の公開	
2022年度の安全基本方針及び2021年度の実施結果について社外に情報を公開する。	22年度の安全基本方針については、2022年4月1日に、2021年度の実施結果については2022年5月1日にそれぞれホームページ上で公開している。 本内部監査、レビューを経て2023年度安全基本方針を策定し、2022年度の実施結果についても例年通りHPへ掲載し公開する。

3. 輸送の安全に関する予算と行使額

予 算 額	行 使 額	対 予 算 増 減
197,775 千円	150,874 千円	△ 46,901 千円

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

種類 内訳	転覆	転落	路外 逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死亡	重傷	健康 起因	危険物	その他	合計
件 数	()	()	()	()	()	()	()	1(1)	1(1)	2(2)	()	4(4)	8(8)
死者数	()	()	()	()	()	()	()	1(1)	()	()	()	()	1(1)
負傷者数	()	()	()	()	()	()	()	()	1(1)	2(2)	()	4(4)	7(7)

注) () 内は、有責事故件数(内数)

5. 行政処分と改善状況

特になし。

以 上

安全報告書

(運輸安全マネジメント2022年度実績報告/バス)

1. 目標の達成状況

(1) 数値目標：事故率（走行10万km当りの当方過失30%以上の有責事故件数）

法人	2020年度実績				
	前年実績	目標	当年実績	対前年増減	対目標増減
バスサービス	0.62	0.60	0.46	△ 0.16	△ 0.14

(2) 重大事故の撲滅を目指し、次の事故の撲滅を図る。

法人	① 左折巻き込み事故			② 車内人身事故			③ 内輪差・外輪差に起因する事故		
	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減	前年実績	当年実績	対前年増減
バスサービス	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(3) 有責事故の削減のため、次の事故の削減を図る。

法人	① 後退事故（有責）		
	前年実績	当年実績	対前年増減
バスサービス	4	3	△ 1

2. 実施計画および実施結果

実施計画	実施結果
<p>2022年度の重点施策・実施計画に対する進捗と結果について</p> <p>2022年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策を継続しながら、諸会議体はリモートを併用する等し、実施計画に基づく各種取り組みを実施した。</p>	
<p>◎重点施策：輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。</p>	
<p>(1) 経営トップは、安全最優先の意識の徹底、関係法令の遵守及び安全管理体制の継続的な改善について、主体的に関与する。また積極的に安全に係る情報を共有する場を設け、本社部門と現業部門間で双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>① 経営トップは、定期的に現業長会議等の諸会議体を開催し、安全に係る情報の共有を図り、必要な指示を行う。また部長会議（毎朝）では、前日に発生した交通事故・違反の発生状況を共有し、必要に応じて営業所へ助言・指示を行うことで安全最優先の意識の徹底、関係法令等遵守の浸透を図る。</p>	<p>(1) 経営トップは、安全管理体制の継続的な改善、本社部門と現業部門間の双方向コミュニケーションの構築について、以下のとおり積極的に関与していることが確認できる。</p> <p>① 経営トップは、毎朝開催する定例部長会議において、前日の全社（ハイタク・バス）における交通事故・違反の発生状況を共有し、事案ごとに協議、必要に応じて各営業所への展開と対策を指示している。また、現業長会議については、2022年7月より対面・リモート併用で定期開催を再開し、安全に係る情報の共有、必要な指示を行い、安全最優先の徹底、関係法令遵守の浸透を図っている。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>② 経営トップ及び安全統括管理者は、年2回、各営業所を巡視し、安全の確保に関わる取り組みの進捗状況を確認、必要に応じ現業職員に対しての具体的な指示・助言を行う</p> <p>1) 夏季「交通事故を0にする運動」実施期間中 2) 冬季「年末年始輸送安全総点検」実施期間中</p> <p>③ 年2回の現業説明会（くるま座の会）を継続実施することにより、乗務員代表の班長、労働組合役員、事務・整備職員に会社の現況報告を行うとともに、輸送の安全に関する議論を行なう。また説明会実施後、営業所は速やかに小集団活動を実施し、班長を通じ各班員に対しフィードバックするとともに意見を吸い上げ集約することで、内容を全社員に周知し、現業との双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>④ 経営トップは、内部監査やマネジメントレビューに参加し、輸送の安全に関する基本方針の設定や重点施策の策定に主体的に関与する。</p> <p>⑤ 概ね2～3か月ごとに社内報を発行し、安全に関する現状や経営トップからの安全に関するコメントを掲載、全社へ展開することで全乗務員への情報共有を図る。</p>	<p>② 経営トップおよび安全統括管理者は、夏季及び冬季の期間中、分担して輪番で各営業所を巡視し、安全確保に対する取り組み状況の確認のほか、出庫点呼の執行状況、所内掲示物、事務所員間の引継ぎ実施状況などを確認した上、適切な指示・助言を行っている。</p> <p>③ 年2回の現業説明会は継続実施され、会社の現況報告と輸送の安全に対する議論を行い、双方向のコミュニケーションを図っている。また、現業説明会の意見を集約しフィードバックしていることが確認できる。</p> <p>・現業説明会（くるま座の会）の開催 5月21日（土）13:30～15:30 11月19日（土）15:00～17:00</p> <p>④ 経営トップは、内部監査およびマネジメントレビューに参加、輸送の安全に関する取り組みの状況や実績を確認・把握するとともに、基本方針の設定、重点施策の策定について、主体的に関与している。</p> <p>⑤ 社内報の発行は7月、1月の2回となったものの、安全に関する取り組みや交通事故の発生状況について掲載し、全社へ展開し情報を共有している他、表彰式等各種式典において、必ず安全に関する会社の現況について発信していることが確認できる。</p>
<p>(2) 労使協働を基本とした安全管理体制を構築する。</p> <p>① 経営トップは、労働組合の執行委員会・中央委員会における会社の現況報告を継続実施し、情報共有を図るとともに輸送の安全に係る諸課題について議論を行い安全最優先の意識を根付かせる。</p> <p>② 経営トップは、定期的に労使対話の機会を設けることにより安全の確保に関する施策を共有する。また、共有した内容を各営業所・労組支部へ展開することにより、労使協働で安全最優先の意識の浸透・関係法令遵守の徹底を図る。</p> <p>③ 営業所は労使から成る事故防止委員会等の活動を通じ、協働で安全に係わる営業所目標を設定し、施策を立案・実施する。</p>	<p>(2) 以下の状況が確認できる。</p> <p>① 経営トップは、年2回の現業説明会実施前に、執行委員・中央委員に対し、会社の現況報告を行い、各種情報共有のほか輸送の安全に係る諸課題について説明・議論したうえで、事故削減に向けた施策に取り組んでいる。</p> <p>② 経営トップは、交通事故を惹起した乗務員に対する処罰制度および再発防止教育の制定をはじめ、必要に応じて労使対話の機会を設け、安全に関する取り組みの進捗や新たな施策について共有しており、これを基に各営業所・労組支部に展開している。</p> <p>③ バス営業所では、毎月実施している安全衛生委員会（労使）後に事故防止員会を開催し、営業所における事故防止施策の検討を行っている。</p>

実施計画	実施結果
<p>④ <u>現任教育及び小集団活動を営業所の事故防止における重要な取り組みとして位置付け、営業所・労組支部・班長及び班員の三位一体で推進する。</u> <u>(年間合計12回実施：実施内容と計画については別紙参照)</u></p> <p>⑤ 各営業所において、労使共催の安全運転講習会を年1回以上開催する。</p> <p>(3) 運行管理体制の強化</p> <p>① 規定に基づき社内業務監査を年1回実施、現業における運行管理体制の諸課題を把握、積極的に関与し、改善を進めることで現業と本社各部署の連携を強化する。</p> <p>② 運輸安全マネジメント目標の達成を目指し、通期で開催する無事故コンテストを継続実施する。</p> <p>1) 各営業所は目標達成のための行動計画を策定、所員間で共有し、事故防止に向けた具体的な取り組みを実施する。</p> <p>2) 無事故コンテストを通じ、乗務員への安全最優先の意識浸透、道路交通法等関係法令遵守の意識付けを図り、運行管理体制の強化に取り組む。</p> <p>③ 営業所における運行管理体制の強化</p> <p>1) アルコールチェッカーと連動したIC免許リーダーの活用と事前チェック表を使用した健康状態の把握により、厳正な点呼を実施する。</p> <p>2) 規定に基づき、社内業務監査・自主点検を実施しPDCAサイクルを回すことで運行管理業務の徹底を図る。</p> <p>3) 出庫前点検、出庫・帰庫時の車両外装チェックを徹底し、乗務員の営業車両に対する意識の改善を進める。</p> <p>4) 定期健康診断の100%受診と、当社規定に基づく要健康管理者、健康管理候補者の管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の乗務員については脳ドック健診を義務付けているが、70歳未満の乗務員の受診についても検討する。 ・乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、直ちに運行を中断し、速やかに運行管理者へ報告・指示を受けるよう現任教育で徹底する。 	<p>④ 現任教育は毎月15日前後に定め実施しており、13項目の教育を月次で4項目程度に絞って教育を実施している。また小集団活動は行っていないものの、12月に新人班でチェーン装着と後退実技を実施している。</p> <p>⑤ 南大沢警察署から講師を招き、上期は2022年8月に講習会を開催（下期は2月28日に開催）。</p> <p>(3) 以下の状況が確認できる。</p> <p>① 2022年11月に社内業務監査を実施。運行管理体制をはじめ所定の監査項目に対する監査のほか、京王電鉄総合監査で指摘のあった項目の改善状況の進捗についてヒアリングを実施している。</p> <p>② 全社で無事故コンテストを開催。1月末までの運輸安全マネジメント目標達成回数は単月で6回。</p> <p>1) 事故防止ワーキンググループメンバーが中心となり、バス独自の事故防止施策を立案・実施している。</p> <p>2) コンテストに対する乗務員個々の意識は低く、安全意識の浸透までには至っていない。次年度以降は目標設定や内容等、日々乗務員が無事故を意識できる内容・開催方となるよう再検討する必要がある。</p> <p>③ 以下の状況が確認できる</p> <p>1) IC免許リーダー、事前チェック表に加え、新たに当社共通の把握点呼手順を定めたほか、管理者側の吹き漏れに対する処罰を厳格化している。</p> <p>2) 11月に社内業務監査を実施。社内における結果報告と指摘事項の改善報告を実施。自主点検は半年後の予定。</p> <p>3) 車両外装チェックは台帳・チェック表・実車両の管理運用ともに概ね良好であったことを業務監査で確認している。</p> <p>4) 休職・私病長欠者等を除き、定期健康診断受診率100%。業務監査において要健康管理者に対する管理状況を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに乗務職における65歳定年退職時および70歳到達時の脳ドック検診の受検を定め、2022年4月16日以降より適用実施している。 ・健康起因による運行の中段の未然防止は、現任教育の年間計画に基づく項目の一つとしており、教育実施時に各営業所で取り上げ、周知徹底している。

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>5) 65歳以上の高齢乗務員に対する適齢診断の受診と受診後教育を確実に実施するとともに、勤務延長時の健康状態の把握を徹底する。</p> <p>6) <u>引き続きコロナ感染症に対する感染対策を実行し、社内におけるクラスター感染の発生を未然防止する。</u></p> <p>7) バス添乗制度に基づき、専門添乗員のほか本社の課長職以上およびハイ・タク現業長によるモニター添乗を実施、運転の基本動作および安全・接客接遇面の浸透度を確認、個々にフィードバックすることでレベルの均一化を図る。</p> <p>(4) 事故発生状況等の共有と事故傾向の分析、再発防止策の実施</p> <p>① 本社は、現業長会議などの諸会議体や、社内グループウェア（サイボウズ）の回覧を通じ、営業所へ事故と違反の傾向をフィードバックする。</p> <p>② 営業所は、本社からのフィードバックにより自営業所の事故状況・傾向を分析し、地域やブロック毎の特性等を考慮して上期・下期の具体的な目標数値、達成に向けた具体的な行動計画を策定し、実施する。</p> <p>③ 危険な事故や悪質な違反及びヒヤリハットなど、全社で注意喚起が必要な事案が発生した場合には、安全運行部からテロップ付動画等を配信、各営業所では点呼等を通じ、全乗務員への周知と再発防止に向け注意喚起を実施する。</p> <p>(5) 事業継続基本計画（BCP）のほか、運輸防災マネジメント指針に基づく社内での取り組みについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各仕業における運行ルート別の浸水・道路冠水危険箇所のほか、土砂崩れ等の通行危険箇所についても広く周知出来るハザードマップの作成を検討する。 	<p>5) 法令に基づく適齢診断受診および受診後の教育は遅滞なく行われていることを社内業務監査において把握している。</p> <p>6) 総務部による社内コロナ感染症罹患者の把握および東京都における感染状況を鑑み、都度注意喚起を促している。社内におけるクラスター感染の発生は無い。</p> <p>7) 2022年度からバス乗務員評価制度が開始され、その一環としてバス添乗を実施、全ての乗務員に対し半期で合計4回添乗を行い、結果を乗務員にフィードバックし、改善を促すとともに、評価制度に反映させて賞与を支給している。</p> <p>(4) 以下の状況が確認できる</p> <p>①安全運行部は、現業長会議などの諸会議体およびサイボウズの回覧等を活用し、毎月の交通事故・違反発生状況、交通事故の傾向、危険であり全社的に注意喚起が必要と判断される事案について、全社にフィードバックしている。</p> <p>②バス営業所では、運輸安全マネジメント目標事故率達成のための具体的な行動計画を策定、上期・下期開催の無事故コンテスト結果・行動計画報告会で確認した内容を実施している。1月末時点で安マネ目標未達となっている。</p> <p>③22年度1月末時点で安全運行部から配信されたテロップ付注意喚起画像は25件。バス営業所では、ハイタクの事案であっても特にバスの運行上、注意喚起が必要と判断した事案について乗務員各位に事案周知と注意喚起を行い、使用した資料・画像を、所定の事故警報綴りに保管している。</p> <p>(5) 以下の内容が確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス営業所では、前年度に作成した各仕業における運行ルートマップ上に浸水・道路冠水危険箇所を点検し、追記したほか、貸切バスについては、仕業先の各都道府県が発行している防災ハザードマップを車載し、運行している。

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>(6) テロ防止対策およびテロ発生時の通報・連絡・指示体制整備、訓練の実施について検討する。</p> <p>(7) バス添乗制度のほか、顧客先へのアンケートを実施、結果に基づき、安全と接遇面について乗務員ヒアリングを実施する。</p>	<p>(6) テロ発生時の緊急通報・乗客に対する避難誘導訓練を2回実施。車外への連絡手段として緊急事態を知らせるための掲出物を車載した。(上期8月15日、下期2月8日に実施)</p> <p>(7) 評価制度の一環として、常用・運行管理業務を請け負っている顧客33社を訪問、ヒアリング調査シートに基づくアンケートを実施し、第1回集計結果として取りまとめ、結果を乗務員にフィードバックしている。</p>
<p>◎重点施策：輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し実施する。</p>	
<p>(1) 乗務員教育</p> <p>① 初任運転者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関係法令やコンプライアンスの遵守等、安全に関する基本方針は本社および採用研修センターで教育を実施する。 2) 初任教育はバス乗務員用の教育マニュアルに基づき、営業所管理者による座学のほか、運行系統仕業別に班長による同乗運転教育を実施する。 3) 万能型乗務員育成のため、独車後経験の浅い乗務員を対象とし未習熟仕業を習得させる教育を実施する。 4) 新人乗務員教育の軸となる指導班長が未選任のため、2022年度上期中を目途に選任し、乗務員教育の充実と新人乗務員の定着化を図る。 <p>② 現任運転者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現任運転者教育計画(年間：別紙)に基づく教育を毎月実施するほか、小集団活動の場を利用して、座学・実技による教育を実施する。 2) 必要に応じ集合点呼(さみだれ点呼)を実施し、他営業所で発生した事案等の周知、再発防止教育を実施する。 3) 労使共催による安全運転講習会・事故防止講習会等集団教育を年1回以上実施するほか、必要に応じて入社1年未満者や高齢乗務員等を対象とした講習会を実施する。 4) 安全教育の一環として運行系統仕業別の注意点をまとめた冊子を使用した座学と現地での危険確認を行うルート別研修と同乗運転教育を継続実施する。 	<p>(1) 乗務員教育</p> <p>① 以下の実施が確認できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新人乗務員に対し、法令に基づく所定の教育、乗務指導員による同乗教育による安全運転、営業・接遇面に関する基本教育を継続して実施している。 2) 営業所配属後の教育は、教育マニュアルに基づいた座学のほか、運行系統仕業ルート別に指導班長による同乗運転教育を実施している。 3) 閑散期を中心に熟練の班長から入社歴の浅い乗務員を対象に未習熟仕業を習得させるためのマルチタスク教育を実施している。 4) 2022年9月、未選任となっていた指導班長を選任、新人乗務員への教育を充実させるとともに、フォローアップ体制を整えている。 <p>② 以下の実施が確認できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現任運転者教育計画に基づき、バス乗務員への13項目の教育を中心に実施されており、教育記録(乗務員サイン)と教育資料・報告書の回覧により、毎月実施している。 2) 毎月初旬を無事故強調日と定めており、さみだれ式による集合点呼を実施し、周知している。 3) 南大沢警察署から講師を招き、年2回(8月、2月)、安全運転講習会を開催している。 4) 運行系統仕業別のマニュアル(冊子)を全乗務員に配布しているが、現任教育以外で行う座学や同乗教育は、入社歴の浅い乗務員や事故惹起者に対する教育に止まっている。

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>③ その他</p> <p>1) 指差確認喚呼による安全確認の徹底など運転の基本動作の定着および車内アナウンスの実施など接客面の向上を目的としたバス添乗制度を定着させ、評価結果を個々の乗務員にフィードバックし、安全・接客面における指導と改善教育を実施する。</p> <p>2) 事故惹起・多発者については、教育カリキュラムに基づく下車勤務による本社教育・営業所教育を実施する。</p> <p>3) 外部講師の招へいや外部施設を利用した乗務員講習会の開催について検討する。</p> <p>(2) 運行管理者教育 運行管理体制強化のため、以下の教育を実施する。</p> <p>① 運行管理者一般講習会への出席のほか、運行管理・事故防止研修を年1回、本社で実施する。</p> <p>② 現業長・副所長を対象とし、NASVAや損保会社などの外部講師による安全マネジメントのコンセプト教育を実施する。</p> <p>③ 社内業務監査・自主点検の実施により、各営業所の運行管理や労務管理の現状を把握し、現業長をはじめ担当者へ適正な指示・助言を与えることで個々のスキルアップを図る。</p> <p>④ 事故防止ワーキンググループの全体会議及びブロック会議を定期開催、情報共有と具体的事故防止策を立案・実施することにより、個々のメンバーのスキルアップを図る。</p>	<p>③その他</p> <p>1) 2022年度からバス乗務員の評価制度を開始、その一環として本社課長職以上及びハイタク各現業長によるバス添乗を実施、添乗結果を個々の乗務員にフィードバックするとともに指摘事項を改善させる取り組みを行っている。この他、京王バス株式会社の路線バス「南大沢五丁目循環線」への乗車体験教育の実施により、左折時一時停止の基本動作定着を図っている。</p> <p>2) 2022年7月、事故惹起者に対する処罰制度を制定。合わせて処罰対象者には下車勤務による再発防止教育を実施することで安全に対する意識の浸透を図っている。</p> <p>3) バス営業所では所轄の南大沢警察署講師を招いた講習会を年2回実施している。</p> <p>(2) 運行管理者教育 教育の実施状況については以下の通り</p> <p>①・運行管理・事故処理講習会（若手事務員対象：計2回） ・厳正な点呼とヒューマンリスク（助役以下対象：計2回）</p> <p>②・運輸安全マネジメントガイドラインセミナー（現業長） ・NASVA主催の運輸安全マネジメントセミナーは未開催。</p> <p>③社内業務監査を実施。現業長以下の事務職員に対し監査の講評を行い、不備に関して指摘、改善を促すとともに、業務遂行における助言を行っている。</p> <p>④事故防止ワーキンググループの活動として1. (4) ⑥に記載の取り組みを実施。個人差はあるものの、各営業所の事故防止活動に主体的に取り組んでいる。</p>
<p>◎重点施策：輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。</p>	
<p>(1) 無事故乗務員表彰規定に基づく表彰を実施する。</p> <p>(2) 2021年度より通期で実施している無事故コンテストを継続する。</p>	<p>(1) 規定に基づき2021年度の無事故乗務員に対し、2022年6月給与にて表彰金を支給している。</p> <p>(2) 無事故コンテストを継続実施し、2021年度下期・2022年度上期分と、運輸安全マネジメント目標を達成した営業所の乗務員と優れた取り組みを行った営業所の事務所員を表彰している。</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
<p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 乗務員</p> <p>1) 拘束時間内小集団活動の実施</p> <p>2) 安全運転講習会、新人乗務員事故防止講習会等の開催</p> <p>3) 安全運転外部研修開催の検討</p> <p>② 運行管理者</p> <p>1) 営業所事務員を対象とした適性診断活用講座の受講</p> <p>2) 損保会社などの外部講師を招いた研修・講習会の開催</p> <p>(4) 東京バス協会主催のセーフティドライバー・コンテストに乗務員を継続参加させ、事故防止に対する意識付けおよび、運転記録証明の取付により、業務外での事故・違反惹起状況把握に活用する。</p>	<p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>①以下の状況が確認できる。</p> <p>1) 新人乗務員班によるチェーン脱着実技を実施。</p> <p>2) 南大沢警察署講師を招いた事故防止講習会を年2回開催。</p> <p>3) 参加者の選定含め未検討、2022年度の実施は見送り。</p> <p>4) 南大沢五丁目循環線への乗車体験教育を実施。</p> <p>②運行管理者</p> <p>1) 2022年度未実施。指導に有効な講習のため次年度以降、未受講の事務所管理者を対象とし、計画的に受講させる。</p> <p>2) 損保会社担当者およびMSインターリスク総研の外部講師による講習会を開催（計4回、費用負担なし）</p> <p>(4) 東京バス協会主催のセーフティドライバー・コンテストに参加し、運転記録証明の取り付けを行うとともに、業務外での事故・違反惹起の状況を把握している。</p>
<p>◎重点施策：輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。</p>	
<p>(1) 年1回、本社管理部門を対象とした内部監査を実施する。</p> <p>(2) 安全統括管理者は、内部監査結果及び是正・予防措置を社長及び取締役へ報告する。</p> <p>(3) 現業部門を対象とした社内業務監査及び自主点検を実施する。</p> <p>① 本社各担当部署は、「営業所業務監査規定」に従い、定められた期間内に業務監査を実施する。</p> <p>② 業務監査の実施から、結果に基づく改善報告、改善の状況を確認するフォローアップ監査の実施と結果報告まで、5ヶ月を目途とし、各営業所はその半年経過後に自主点検を行って報告するものとし、PDCAサイクルの循環を推進する。</p>	<p>(1) 2022年度の内部監査を2月22日（水）実施。</p> <p>(2) 内部監査終了後、常務会および取締役会へ付議、安全統括管理者から報告を行っている。</p> <p>(3) 以下の状況が確認できる。</p> <p>①2022年11月に業務監査を実施、通常の監査項目の管理状況に加え、京王電鉄総合監査における指摘事項の改善状況について確認している。</p> <p>②業務監査フローのうち、部長会議における結果報告および監査実施報告書の回議が大幅に遅延しており、次年度以降、PDCAサイクルの循環について改善が必要。（遅延理由：安全監査担当内の業務分担および担当者の私病長欠による引継ぎの遅延、一部監査実施部署による業務監査実施の遅延）</p> <p>(4) 8月8日から3日間、関東運輸局による運輸安全マネジメント評価を受け、各評価内容を再点検し、特に、助言事項にあるBCPに基づいた対応訓練の実施、期待事項として指摘のあったヒヤリハット情報の収集につ</p>

実 施 計 画	実 施 結 果
	いては、バス車両1台にドライブチャートを導入し、新人のリスク運転画像情報の収集等、活用を進めている。今後特定バスの仕業における多数の乗務員のリスク運転画像情報も収集する予定。
◎重点施策：輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達、共有を図る。	
<p>(1) 重大な事故、災害等が発生した場合は、所定の報告・連絡体制により情報を伝達・共有する。本社休業日に発生した場合は、別途定める緊急連絡網により実施する。</p> <p>(2) 社内グループウェア（サイボウズ）を活用により情報を共有、記録媒体として活用を継続するとともに、本社管理職以上は、2021年度から導入しているモバイルパソコンを活用することで、リモートによる会議体への参加など、適宜社外からの情報共有についても推進する。</p>	<p>(1) 重大な事故や災害等の発生は無かったが、有事の際、定めている報告・連絡体制および緊急連絡網により、遅滞なく情報の共有が図れるよう「緊急連絡訓練」を次年度以降実施する。</p> <p>(2) モバイル型ノートパソコンの導入・貸与が進み、現業長会議を始めとしたリモートによる諸会議体の開催、外部研修・セミナー等への出席が定着、これにより会議中の資料閲覧やその他情報の共有など、より一層「サイボウズ」の活用が推進されている。</p>
◎重点施策：輸送の安全に関する情報の公開	
2022年度の安全基本方針及び2021年度の実施結果について社外に情報を公開する。	<p>22年度の安全基本方針については、2022年4月1日に、2021年度の実施結果については2022年5月1日に、それぞれホームページ上で公開している。</p> <p>本内部監査、レビューを経て2023年度安全基本方針を策定し、2022年度の実施結果についても例年通りHPへ掲載し公開する。</p>

3. 輸送の安全に関する予算と行使額

予 算 額	行 使 額	対 予 算 増 減
53,062 千円	5,553 千円	△ 47,509 千円

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

種類 内訳	転覆	転落	路外 逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死亡	重傷	健康 起因	危険物	その他	合計
件 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1(1)	()	()	1(1)
死者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
負傷者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1(1)	()	()	1(1)

注) () 内は、有責事故件数 (内数)

5. 行政処分と改善状況

特になし。

以 上

安全報告書

(運輸安全マネジメント2023年度方針／ハイヤー・タクシー)

1. 基本方針

- (1) 安全は事業の根幹であり、全てに最優先することを全社員が認識します。
- (2) 安全を確保するため、道路交通法などの関係法令を遵守します。
- (3) お客様の安全と交通弱者の保護を第一に考えた運行に徹します。
- (4) ゆるぎない安全風土の確立をめざし、安全管理体制の継続的な改善を図ります。
- (5) 全社員は、業務中、交通事故等報告該当事項が発生した場合、速やかに報告することを徹底し、社内で共有するとともに安全に関する情報は積極的に公表します。

2. 目標の設定

- (1) 数値目標：年間事故件数（過失30%以上の有責事故件数）
 - ① ハイヤー・タクシー計・・・・・・・・・・事故件数：378件
 - ② 全社計（バス含む）・・・・・・・・・・事故件数：386件
- (2) 交差点での重大事故の撲滅を目指し、次の事故の撲滅を図る。
 - ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故
 - ② 当社で撲滅を目指す事故形態
 - ・当方右折、相手方直進による対バイク事故
 - ・赤信号無視による事故
 - ・一時停止不履行による事故
 - ・交通弱者（特に高齢歩行者）との死傷事故、車内人身事故
- (3) 次の有責事故及び事故に直結する次の交通違反の削減を図る。

(削減を目指す有責事故)	(削減を目指す交通違反)
① 追突事故	① 一時不停止違反
② 後退事故	② 信号無視違反
	③ 踏切不停止等違反
	④ 横断歩行者妨害等違反
	⑤ 携帯電話使用等違反

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し、実施する。
- (3) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (4) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (5) 輸送の安全に関する情報の報告・連絡体制（乗務員⇄営業所⇄本社部門⇄経営トップ）を確実なものとし、社内における必要な情報の速やかな伝達と共有を図る。

4. 重点施策に基づく実施計画

重点施策	実施計画
<p>1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。</p>	<p>(1) 経営トップは、安全最優先の意識の徹底、関係法令の遵守及び安全管理体制の継続的な改善について、主体的に関与する。 また積極的に安全に係る情報を共有する場を設け、本社部門と現業部門間で双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>① 経営トップは、定期的に現業長会議等の諸会議体を開催し、安全に係る情報の共有を図り、必要な指示を行う。また部長会議（毎朝）では、前日に発生した交通事故・違反の発生状況を共有し、必要に応じて営業所へ助言・指示を行うことで安全最優先の意識の徹底、関係法令等遵守の浸透を図る。</p> <p>② 経営トップ及び安全統括管理者は、年2回、各営業所を巡視し、安全の確保に関わる取り組みの進捗状況を確認、必要に応じ現業職員に対しての具体的な指示・助言を行う。 1) 夏季「夏季の輸送安全総点検」実施期間中 2) 冬季「年末年始輸送安全総点検」実施期間中</p> <p>③ 年2回の現業説明会（くるま座の会）を継続実施することにより、乗務員代表の班長、労働組合役員、事務・整備職員に会社の現況報告を行うとともに、輸送の安全に関する議論を行なう。また説明会実施後、営業所は速やかに小集団活動を実施し、班長を通じ各班員に対しフィードバックするとともに意見を吸い上げ集約することで、内容を全社員に周知し、現業との双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>④ 前年度発生した事案（死亡事故、警察官に対するあるまじき行為）を風化させない取り組みとして、新たに毎月2日を無事故強調日として定め、経営トップ及び安全統括管理者、本社部課長が各営業所に赴き、以下の項目を中心とした点呼を直接乗務員に実施する。 1) 高齢者の行動特性を踏まえた上での安全の確保 2) 交差点での一時停止、安全確認の重要性 3) 運行中に発生した報告該当事項の即時報告徹底</p> <p>⑤ 経営トップは、内部監査やマネジメントレビューに参加し、輸送の安全に関する基本方針の設定や重点施策の策定に主体的に関与する。</p> <p>⑥ 経営トップは、社内報への掲載及び各種式典の場において、安全に関する現状やコメント発信並びに前年度発生した事案を（死亡事故、警察官へのあるまじき行為）を風化させず、二度と繰り返さないための訓示を行い、展開することで全乗務員への再発防止意識の浸透を図る。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>(2) 労使協働を基本とした安全管理体制を構築する。</p> <p>① 経営トップは、労働組合に対し、定期的に会社の現況報告を実施し、情報共有を図るとともに輸送の安全に係る諸課題について議論を行い、安全最優先の意識を根付かせる。</p> <p>② 経営トップは、定期的に労使対話の機会を設けることにより安全の確保に関する施策を共有する。また、共有した内容を各営業所・労組支部へ展開することにより、労使協働で安全最優先の意識の浸透・関係法令遵守の徹底を図る。</p> <p>③ 各営業所は労使から成る事故防止員会、班長会議等の活動を通じ、協働で無事故コンテストの目標数値達成に向けた営業所行動計画を立案・策定し、安全最優先の意識の浸透に向け具体的な取り組みを実施する。</p> <p>④ 現任教育及び小集団活動を営業所の事故防止における重要な取り組みとして位置付け、営業所・労組支部・班長及び班員の三位一体で推進する。(年間合計12回実施：実施内容と計画については別紙参照)</p> <p>⑤ 各営業所は労使共催の安全運転講習会のほか、必要に応じて事故惹起者や新人乗務員、高齢乗務員を対象とした講習会等集合教育の開催について検討・実施する。</p> <p>(3) 運行管理体制の強化</p> <p>① 本社各部署は、年度計画に基づき各営業所の社内業務監査を実施することで、現業における運行管理体制の現状と諸課題を把握、積極的に営業所と連携して改善を進めることにより、現業と本社各部署の連携・運行管理体制を強化する。</p> <p>② 運輸安全マネジメント目標の達成を目指し、通期で開催する無事故コンテストは、内容を一部変更して継続実施する。</p> <p>1) 各営業所は目標達成のための行動計画を策定、所員間で共有し、事故防止に向けた具体的な取り組みを実施する。</p> <p>2) 無事故コンテストを通じ、乗務員への安全最優先の意識浸透、道路交通法等関係法令遵守の意識付けを図り、運行管理体制の強化に取り組む。</p> <p>③ 営業所における運行管理体制の強化</p> <p>1) アルコールチェッカーと連動したIC免許リーダーの活用と事前チェック表を使用した健康状態の把握により、厳正な点呼を実施する。</p> <p>2) 報告・連絡体制を点検し、運行中に発生した報告該当事項に対する乗務員の即時報告、運行管理者による報告該当事項に対する乗務員一人ひとりへの帰庫点呼時の確認を徹底する。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>3) 規定に基づき、社内業務監査・自主点検を実施しPDCAサイクルを回すことで運行管理業務の徹底を図る。</p> <p>4) 出庫前点検、出庫・帰庫時の車両外装チェックを徹底し、乗務員の営業車両に対する意識の改善を進める。</p> <p>5) 定期健康診断の100%受診と、当社規定に基づく要健康管理者、健康管理候補者の管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、直ちに運行を中断し、速やかに運行管理者へ報告・指示を受けるよう現任教育を徹底する。 ・新たに定めた乗務職における65歳定年退職時及び70歳到達時の脳ドック検診を滞りなく実施する。 <p>6) 65歳以上の高齢乗務員に対する適齢診断の受診と受診後教育を確実に実施するとともに、勤務延長時の健康状態の把握を徹底する。</p> <p>7) コロナ感染症は「5類」への引下げとなることが、決定しているが、引き続き乗務中のマスク着用、車内換気、小まめな手洗い・うがいを励行し、感染防止に努める。</p> <p>8) 「業務中の有責事故に対する処罰基準目安」に基づき、交通事故惹起者に対する懲戒処分と事故の再発防止教育を継続実施・定着させ交通事故を抑止するとともに、惹起者はもちろん、全社員の交通安全に対する意識の高揚と浸透を図る。</p> <p>9) 営業所間で配置に偏りがあるドライブチャートを再配分することにより、事故の再発防止教育のほか個々の運転者のリスク運転改善に向けた取り組みなど活用方法、運用の均一化を進める。</p> <p>(4) 事故発生状況等の共有と事故傾向の分析、再発防止策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本社は、現業長会議などの諸会議体や、社内グループウェア（サイボウズ）の回覧を通じ、営業所へ事故と違反の傾向をフィードバックする。 ② 営業所は、本社からのフィードバックにより自営業所の事故状況・傾向を分析し、地域やブロック毎の特性等を考慮して上期・下期の具体的な目標数値、達成に向けた具体的な行動計画を策定し、実施する。 ③ 危険な事故や悪質な違反及びヒヤリハットなど、全社で注意喚起が必要な事案が発生した場合には、安全運行部からトップ付動画等を配信、各営業所では点呼等を通じ、全乗務員への周知と再発防止に向け注意喚起を実施する。 ④ 事故・違反発生時のドライブレコーダー画像（内側・外側）検証を継続し、事故原因の究明と再発防止に向けた指導教育を実施する。

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>⑤営業所は、本社からのドライブチャートサマリーレポートによるリスク運転、ヒヤリハット情報により、乗務員個々のリスク運転傾向の改善、ヒヤリハット情報共有による事故未然防止教育を定着させる。また、リスク運転動画の乗務員閲覧を定着させるとともに、再発・未然防止の教育を実施する。</p> <p>⑥「事故防止ワーキンググループ」の活動を継続し、活性化させ、以下の課題について取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 交通事故・違反の削減と事故率の低減に向けた活動 2) 事故費と任意保険料の削減 3) ドライブチャートの活用と事故削減効果の検証 4) 無事故コンテストにおける行動計画の策定 <p>(5) 運輸防災マネジメント指針に基づいた自然災害へ対応ができる体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運輸防災マネジメント基本方針および重点施策を策定する。 ②事業継続基本計画（BCP）を点検し、基本方針および災害発生時の対応マニュアルの改訂、緊急連絡網の再整備を行う。 ③事務・整備職員を対象にALSOKの安否確認訓練を年2回実施し、緊急時を想定した連絡訓練を実施する。また、乗務員に対しては安否確認メールを使用した連絡訓練を実施する。 ④大型台風等異常気象時の八王子地区における車両退避に係る訓練を継続実施する。 ⑤各営業所における浸水・道路冠水危険箇所を点検し、更新を行うとともに、災害発生時に土砂災害等通行に危険・支障が伴う地域などをまとめたハザードマップを更新する。 <p>(6) 全乗務員に対し、お客様へのシートベルト着用声掛けや交差点における一時停止と安全確認の完全履行など、基本動作の実施状況を確認するアンケートを実施、その後の基本動作の実施状況について、ドライブチャート、ドライブレコーダー画像を用いて確認し基本動作実施の徹底を図る。ハイヤーについては顧客先へのアンケートを実施、当社の安全・接客に対する評価を乗務員へフィードバックする。</p>
<p>2. 輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し実施する。</p>	<p>(1) 乗務員教育</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初任運転者 <ol style="list-style-type: none"> 1) 採用研修センターにおいて、法令に基づく所定の教育と乗務指導員による同乗指導による安全運転、営業・接客に関する基本教育を実施する。 2) 営業所配属後は、管理者による座学のほか、指導班長による同乗運転指導教育を中心とし、地域特性に応じた教育を実施する。 3) ハイヤーの新人乗務員については、別途安全・仕業習得を軸とした指導班長による教育（同乗教育を含む）を実施する。

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>4) 指導班長制度による教育体制を確立させるため、管理者は指導班長と連携し、新人乗務員の教育、フォローを実施する。</p> <p>② 現任運転者</p> <p>1) 現任運転者教育計画（年間：別紙）に基づく教育を毎月実施するほか、小集団活動の場を利用して、座学・実技による教育を実施する。</p> <p>2) 必要に応じ集合点呼（さみだれ点呼）を実施し、他営業所で発生した事案等の周知、再発防止教育を実施する。</p> <p>3) 労使共催による安全運転講習会・事故防止講習会等集団教育を年1回以上実施するほか、必要に応じて入社1年未満者や高齢乗務員等を対象とした講習会を実施する。</p> <p>③ その他</p> <p>1) 入社1年未満の新人乗務員及び事故惹起・多発者については、ドライブチャートを活用した運転の振り返り、特性の把握と改善教育を実施する。</p> <p>2) 外部講師の招へいや外部施設を利用した乗務員講習会の開催について検討する。</p> <p>3) 以下の運転の基本動作を徹底するため、全乗務員に対し半期に1度ドライブチャート装着車両に乗務させる取り組みを実施し、ドライブレコーダー画像による検証と合わせ、履行状況を確認・改善させる取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時停止の完全停止と安全確認（確認喚呼）の徹底 ・乗客へのシートベルト着用声掛けの100%実施 <p>(2) 運行管理者教育</p> <p>① 運行管理者一般講習会への出席のほか、運行管理・事故防止研修を年1回、本社で実施する。</p> <p>② 現業長・副所長を対象とし、NASVAや損保会社などの外部講師による安全マネジメントのコンセプト教育を実施する。</p> <p>③ 社内業務監査・自主点検の実施により、各営業所の運行管理や労務管理の現状を把握し、現業長をはじめ担当者へ適正な指示・助言を与えることで個々のスキルアップを図る。</p> <p>④ 事故防止ワーキンググループの全体会議及びブロック会議を定期開催、情報共有と具体的事故防止策を立案・実施することにより、個々のメンバーのスキルアップを図る。</p> <p>⑤ 導入したモバイルパソコンの機動性を活かし、効率的な諸会議体の開催、各種講習会・研修会への参加など積極的に活用する。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
<p>3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。</p>	<p>(1) 無事故乗務員表彰規定に基づく表彰を実施する。</p> <p>(2) 無事故コンテストは内容を一部変更して実施、以下のとおり乗務員および管理者へ表彰金を支給する取り組みを継続する。</p> <p>① 単月、半期、通期で、運輸安全マネジメント目標事故件数を達成した営業所の乗務員に対し表彰金を支給する。</p> <p>② 目標達成のため、優れた行動計画を策定し、具体的な取り組みを行った営業所の管理者に対し表彰金を支給する。</p> <p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 乗務員</p> <p>1) 拘束時間内小集団活動の実施</p> <p>2) 安全運転講習会、新人乗務員事故防止講習会等の開催</p> <p>3) 乗務員を対象とした安全運転外部研修開催の検討</p> <p>② 運行管理者</p> <p>1) 営業所事務員を対象とした適性診断活用講座の受講</p> <p>2) 損保会社などの外部講師を招いた研修・講習会の開催</p> <p>(4) 警視庁主催「セーフティドライバー・コンテスト」への継続参加及び参加乗務員の運転記録証明の取り付けによる交通事故、違反の惹起状況を把握する。</p> <p>(5) 次世代ドライブレコーダーとして、ドライブチャート（安全運転支援システム）の導入を検討する。</p> <p>(6) 代替により、ジャパントクシーを導入する。</p>
<p>4. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。</p>	<p>(1) 年1回、本社管理部門を対象とした内部監査を実施する。</p> <p>(2) 安全統括管理者は、内部監査結果及び是正・予防措置を社長及び取締役へ報告する。</p> <p>(3) 現業部門を対象とした社内業務監査及び自主点検を実施する。</p> <p>① 本社各担当部署は、「営業所業務監査規定」に従い、定められた期間内に業務監査を実施する。</p> <p>② 業務監査の実施から、結果に基づく改善報告、改善の状況を確認するフォローアップ監査の実施と結果報告まで、5ヶ月を目途とし、各営業所はその半年経過後に自主点検を行って報告するものとし、PDCAサイクルの循環を推進する。</p>
<p>5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達、共有を図る。</p>	<p>(1) 重大な事故、災害等が発生した場合は、所定の報告・連絡体制により情報を伝達・共有する。本社休業日に発生した場合は、別途定める緊急連絡網により実施する。</p> <p>(2) 業務中、報告該当事項が発生した場合の報告・連絡体制を再構築する。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>① 運行中、報告該当事項が発生した場合、乗務員は即時に運行管理者へ報告を行うことを再徹底する。</p> <p>② 運行管理者は入庫時に乗務員一人ひとりへの報告該当事項の有無確認を徹底し、速やかに上長へ報告する。</p> <p>③ 本社担当部は報告該当事項の発生を速やかに経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに、社内で情報を共有する。</p> <p>(3) 社内グループウェア（サイボウズ）の活用により情報を共有、記録媒体として活用を継続するとともに、本社管理職以上は、2021年度から導入しているモバイルパソコンを活用することで、リモートによる会議体への参加など、適宜社外からの情報共有についても推進する。</p>
6. 輸送の安全に関する情報の公開	2023年度の安全基本方針及び2022年度の実施結果について社外に情報を公開する。

5. 輸送の安全に関する予算額

無事故・無違反コンテスト、乗務員教育費等合計 137,057千円

以 上

2023年度（上期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【タクシー】

実施月	摘要	具体的な指導・監督内容
4月	①⑩	●旅客の安全確保を最優先する事について ・プロとして自覚ある運転の心がけと実践（適切な速度と車間距離、急動作の無い運転） ・シートベルト着用の声掛けの徹底（自動音声に頼らず自らの肉声による声掛けを徹底）
	②	●新年度の交通安全の確保と安全運転徹底について ・新入学児童・生徒との事故防止、自転車・二輪車等の交通弱者との事故防止高齢者の保護 ・歩行者横断妨害（交通違反）事例の画像確認と再発防止に向けた安全確認の視点共有
	⑪	●旅客の接遇について ・旅客接遇の基本心得、基本の言葉の励行実施（選ばれる京王タクシー） ・高齢者、障がい者、妊婦などへの心得。（乗車、降車時の対応、手助け介護）
	⑫	●無事故コンテスト（社内：上期）の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
5月	②	●道路交通法の内容について（矢印信号、一時停止など重大事故防止へむけて再確認） ・交差点右左折時の安全確認義務と横断歩行者妨害等違反の事例紹介・未然防止
	⑥⑦	●営業区域内にある事故多発地点と通行危険箇所について ・危険箇所の特定と原因の分析および危険の予測と回避するための運転方法
	⑧⑨	●適性診断結果・指導報告書に基づく事故防止対策について ・ドライブチャートを活用した行動の特徴の把握と指導（安全運転に対する態度）
	⑨⑩	●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について ・再検査、精密検査、治療等の有無についての確認・記録の重要性と管理の徹底について
	⑫	●非常用信号用具、消火器、発炎筒等の取扱方法について
6月	③	●事業用自動車の構造特性について ・雨天時の速度超過と急制動および急ハンドル操作の危険性について ・視野、死角、内輪差などについて
	⑦	●精算時、停車時におけるパーキングレンジおよびサイドブレーキの活用について（再発防止）
	⑨⑩	●生理的・心理的要因による運転への影響と対策 ・事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について（睡眠不足の防止・質的向上）
	⑫	●うがい・手洗い・消毒の励行によるインフルエンザおよび流行性感染症予防の徹底 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた上記消毒・洗浄およびマスク着用の励行について
7月	②	●日常点検の完全実施と運行の安全について ・日常点検メニューの内容と具体的点検実施方法の再確認
	②⑧	●ドライブチャートの活用による事故防止の取り組みについて ・事故多発者の再発防止、新人乗務員に対する未然防止教育の定着
	④⑦	●急制動の危険性とその対処（回避）策について（車内事故防止） ・シートベルト着用の声掛けの徹底（自動音声に頼らず自らの肉声による声掛けを徹底）
	⑥	●異常気象時の交通規制と対処方法について（冠水による車両故障防止）
	⑨⑩	●酷暑時候における健康管理と乗務について（日常生活面） ・明番・公休時の生活、乗務前日の十分な睡眠、適度な休憩の取得
8月	①②	●重点目標に掲げる交通事故・交通違反の撲滅及び特定交通違反の排除について ・違反行為の種類と処分内容、重点取締り地区について（速度超過、駐停車禁止、放置駐車等）
	②	●夏季交通事故『0』強調月間の実施について ・期間中の事故防止と重点取組事項
	⑦	●二輪車との右直事故（早回り右折・サンキュー事故）再発防止へ向けて ・指差確認喚呼、声だし確認の徹底
	②④⑦	●踏切事故の防止について（京王電鉄グループ会社の自覚と責任） ・事故の社会的影響（重大性）と未然防止策、無謀な踏切走行の撲滅について
	⑩	●酷暑時候における健康管理と乗務について（熱中症対策） ・車内環境とエアコン温度調整、こまめな水分・ミネラル補給について
9月	②	●交通法規遵守と「秋の全国交通安全運動」の実施について ・危険箇所の把握、交通弱者保護など
	②⑦	●重大事故につながる「ながら運転」の厳禁について ・運転中のスマホ操作、ナビゲーション・配車画面の注視等による危険行為について
	⑥	●営業区域内の道路・交通状況 ・台風・ゲリラ豪雨など異常気象時と交通規制（冠水など）について
	⑨⑩	●過労防止について ・酷暑後の健康管理と乗務時間、休憩時間の適切な取得について
	⑪	●車内遺失物の取扱いと処理について
摘要	①	事業用自動車を運転する場合の心構え
	②	運行及び旅客の安全確保のための遵守事項
	③	事業用自動車の構造上の特性
	④	旅客乗車中の安全確保における留意事項
	⑤	旅客乗降時の安全確保における留意事項
	⑥	営業区域の道路・交通状況（地理関係）
		⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
		⑧ 運転者の適性に応じた安全運転方法
		⑨ 睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策
		⑩ 健康管理
		⑪ 旅客・公衆への応接（接遇関係）
		⑫ その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目

<注意事項>

・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。
・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。

2023年度（下期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【タクシー】

実施月日	摘要	具体的な指導・監督内容
10月	③④⑤ ④⑦ ⑦ ⑨ ⑫	●車両の安全装置など事故防止につながる機能や特性の概要について ・JPN TAXIの導入が進む中、新しい車両安全装置について機能紹介や実技指導を実施 ●急制動の危険性とその対処（回避）策について（車内事故防止） ・シートベルト着用の声掛けの徹底（自動音声に頼らず自らの肉声による声掛けを徹底） ●ドライブチャートを用いた事故再発防止・危険予測及び回避について ●生理的要因による運転への影響と対策について ・SASの危険性と生活習慣、およびアルコールの1単位（健康管理）について ●無事故コンテスト（社内：下期）の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
11月	② ⑤ ⑦ ⑨⑩ ⑪	●日常点検の完全実施について（メニューの内容と具体的点検実施方法の再確認） ●乗降時のドアの開閉について ・ドア開閉時の安全確認の徹底およびチャイルドロックの施錠確認 ●精算時、停車時におけるパーキングレンジおよびサイドブレーキの活用について（再発防止） ●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について ・所見による適切な指導（特に要管理者・候補者）。営業運転上の注意事項と過労防止について ●旅客の接遇について ・旅客接遇の基本心得、基本の言葉の励行実施（選ばれる京王タクシーの確立） ・高齢者、障がい者、妊婦などへの心得。（乗車、降車時の対応、手助け介護）
12月	①② ②④ ③ ⑦ ⑨⑩ ⑫	●特定交通違反の撲滅について ・違反行為の種類と処分内容、重点取締地区について ●年末年始の「自動車輸送安全総点検」実施について ●事業用自動車の構造特性について ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●路上横臥事故再発防止へ向けて（速度の抑制、ハイビーム活用など） ・夕暮れ時の早めのライトオン、こまめな点灯切替によるハイビーム活用徹底 ●過労防止（健康管理と明番・公休日の休養、出勤日の乗務時間、休憩時間の適切な取得について） ●防犯指導、防犯訓練等の実施（防犯会報などによる直近の事案の紹介と防止策）
1月	③ ①⑩ ②⑦⑧ ⑨⑩	●事業用自動車の構造特性について ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●旅客の安全確保を最優先する事について ・プロとして自覚ある運転の心がけと実践（適切な速度と車間距離、急動作の無い運転） ・シートベルト着用の声掛けの徹底（自動音声に頼らず自らの肉声による声掛けを徹底） ●ドライブチャートの活用による事故の再発防止および未然防止教育の推進について ●事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について ・私生活での暴飲暴食の禁止、睡眠不足につながるPC・スマホの使用など注意内容
2月	③ ⑤ ⑦ ⑧ ②⑩	●事業用自動車の構造上の特性 ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●乗降時のドアの開閉について ・ドア開閉時の安全確認の徹底およびチャイルドロックの施錠確認 ●精算時、停車時におけるパーキングレンジおよびサイドブレーキの活用について（再発防止） ●加齢による運転技能の低下について ・加齢による身体能力の低下と運転への影響及び注意点について ●うがい・手洗い・消毒の励行によるインフルエンザおよび流行性感染症予防の徹底 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた上記消毒・洗浄およびマスク着用の励行について
3月	②⑦ ⑦ ⑦ ⑪ ⑫	●「春の全国交通安全運動」期間前後の安全運転徹底について ・春休み前後の危険箇所の把握、就学前後の児童など交通弱者保護について ●ドライブチャートを用いた事故再発防止・危険予測及び回避について ●二輪車との右直事故（早回り右折・サンキュー事故）再発防止へ向けて ・指差確認喚呼、声だし確認の徹底 ●遺失物対策について ・具体的なお声かけ、後方を目視確認および降車時トランクサービスの確認徹底 ●非常用信号用具、消火器、発炎筒等の取扱方法について
摘要	① 事業用自動車を運転する場合の心構え ② 運行及び旅客の安全確保のための遵守事項 ③ 事業用自動車の構造上の特性 ④ 旅客乗車中の安全確保における留意事項 ⑤ 旅客乗降時の安全確保における留意事項 ⑥ 営業区域の道路・交通状況（地理関係）	⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ⑧ 運転者の適性に応じた安全運転方法 ⑨ 睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策 ⑩ 健康管理 ⑪ 旅客・公衆への応接（接遇関係） ⑫ その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目

<注意事項>

・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。
・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。

2023年度 現任運転者教育を行う上での留意点について

現任運転者教育の実施にあたっては、以下の内容を十分に理解した上、指導・監督にあたること。

①事業用自動車を運転する場合の心構え

- 旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、当社の理念である『旅客の安全確保を最優先して』確実に輸送することが社会的使命であることを認識させること。
- 事業用自動車による交通事故が与える社会的影響の大きさを理解させること。
- 事業用自動車の運転者の運転が、他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させること。
- 運行の安全及び旅客の安全を確保し、他の運転者の模範となることを使命であることを理解させること。
- 法令に基づく厳正な点呼により、免許証の提示確認、健康状態の把握、アルコールチェックを実施し、アルコールの検知や吹き漏れを完全排除させること。

②運行及び旅客の安全確保のための遵守事項

- 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させること。
- 運転者の遵守事項を逸脱した運転により起因する交通事故の実例から、法令遵守の重要性を理解させること。

③事業用自動車の構造上の特性

- 事業用自動車の構造上の特性（車高・視野・死角・内輪差・制動距離など）を再確認させること。
- これらの特性を把握していなかったことに起因する交通事故の実例から、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させること。

④乗車中の旅客の安全を確保するための留意事項

- 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の粗雑な運転操作に起因する交通事故の実例から、円滑な運転操作の重要性を理解させると共に、お客様の立場に立った接客接遇・サービスの提供を学習する。
- 走行中のお客様の安全確保について、シートベルトの着用など、配慮すべき事項を確認させること。

⑤旅客乗降時の安全を確保するための留意事項

- 自動乗降ドアの不適切な操作に起因する交通事故の実例から、適切なドア操作の必要性を理解させること。
- 道路及び交通状況を十分配慮し停車させること及び適切な乗降方法について指導すること。

⑥営業区域における道路及び交通の状況（地理関係）

- 営業区域〔乗用〕、運行経路〔貸切・特定〕の主な道路・交通状況について予め把握させるとともに、これに対処できる運転方法を指導すること。
- 営業区域、運行経路における道路・交通状況において想定される事故について、危険予知トレーニング、DR画像を活用し、予めその危険性を確認させておくこと。

⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

- 運行上想定されるあらゆる危険に対処できるよう、危険予知トレーニング、DR画像等を活用し、必要な技能・知識を習得させること。
- 危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称および安全呼称を活用させること。

⑧運転者の適性に応じた安全運転方法

- 適性診断の結果に基づき、運転者に自らの運転行動の特性を自覚させること。
- 運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行なう。

⑨睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転者への影響と対策

- 過労（連続ハンドル時間）・飲酒等の生理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。
- 自らの運転技能への過信など、心理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。
- 運転中に疲労や眠気を感じた時は、運転を中止し、休憩又は仮眠を取得するよう指導すること。
- **睡眠不足での運転**、飲酒・酒気帯び運転及び覚醒剤等の使用禁止を徹底させること（点呼前チェックの徹底）

⑩健康管理

- 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを、具体的事例を示して理解させること。
- 乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、速やかに運行管理者へ報告する体制を整えさせること。
- 定期健康診断の受診結果等に基づいた適切な生活習慣改善の実施およびその重要性を理解させること。

⑪旅客・公衆への応接（接遇関係）

- 公共輸送に携わる運転者に求められる接遇（知識・技術等）について、その重要性を理解させること。
- 接遇不良が原因となった実際の苦情事例に学び、接遇向上の必要性及びその重要性について理解させること。

⑫その他（営業所独自教育項目）

- 防犯指導、防犯訓練等の実施。
- 非常用信号用具、消火器等の取扱いについての適切な指導をすること。
- とくに、時季や社会情勢等に対応した教育事項を設定すること。

※教育の実施においては、運転者が自ら考え理解できるよう、参加型・体験型の教育手法を積極的に取り入れ、配布資料や実施風景写真も本記録簿提出時に添付して下さい。

2023年度（上期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【ハイヤー】

実施月	摘要	具体的な指導・監督内容
4月	①⑩	●旅客の安全確保を最優先する事について ・プロとして自覚ある運転の心がけと実践について
	②	●新年度の交通安全の確保と安全運転徹底について ・新入学児童・生徒との事故防止、自転車・二輪車等の交通弱者との事故防止高齢者の保護 ・通学路及び生活道路走行じにおける注意点と危険予測
	⑪	●旅客の接遇について ・旅客接遇の基本心得、基本の言葉の励行実施（選ばれる京王ハイヤー） ・高齢者、障がい者、妊婦などへの心得。（乗車、降車時の対応、手助け介護）
	⑫	●無事故コンテスト（社内：上期）の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
5月	②	●道路交通法の内容について（矢印信号、一時停止など重大事故防止へむけて再確認） ・交差点右左折時の安全確認義務と横断歩行者妨害等違反の事例紹介・未然防止
	⑧⑨	●適性診断結果・指導報告書に基づく事故防止対策について ・行動の特徴の把握と指導（安全運転に対する態度）
	⑨⑩	●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について ・所見による適切な指導。営業運転上の注意事項と過労防止について
	⑫	●非常用信号用具、消火器、発炎筒等の取扱方法について
6月	③	●事業用自動車の構造特性について ・雨天時の速度超過と急制動および急ハンドル操作の危険性について ・視野、死角、内輪差などについて
	⑦	●停車時におけるパーキングレンジおよびサイドブレーキの活用について（再発防止）
	⑨	●生理的要因による運転への影響と対策について ・夜間雨天時の走行における視野特性と注意点（速度抑制、ハイビーム活用など）
	⑪	●接客マナーの向上（サービスの本質とその役割、服装・身だしなみ、乗降時の挨拶など基本接遇）
	⑨⑩⑪	●事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について（睡眠不足の防止・質的向上） ●車内遺失物の取扱いと処理について
7月	②	●日常点検の完全実施と運行の安全について ・出庫前点検の方法と完全実施、車両外装チェックの確認徹底と管理体制について
	⑫	●アンケート結果によるお客様からの評価について ・顧客アンケートの実施により寄せられたご意見・ご要望等評価結果のフィードバックについて
	⑥	●異常気象時の交通規制と対処方法について（冠水による車両故障防止）
	④⑦	●急制動の危険性とその対処（回避）策について（車内事故防止）
	⑨⑩	●酷暑時候における健康管理と乗務について（日常生活面） ・私生活での暴飲暴食の禁止と適度な休憩の取得、明番・公休時の十分な休養について ・不規則な生活サイクルの中での健康管理、仮眠時間の確保について
8月	①②	●特定交通違反の撲滅について ・違反行為の種類と処分内容について ・重点取締り地区について（速度超過、放置駐車等）
	②⑦	●踏切事故の防止について（京王電鉄グループ会社の自覚と責任） ・事故の社会的影響（重大性）と防止方法、無謀な踏切走行の撲滅について
	②	●夏季交通事故『0』強調月間の実施について ・期間中の事故防止と重点取組事項
	⑩	●酷暑時候における健康管理と乗務について（熱中症対策） ・車内環境とエアコン温度調整、こまめな水分・ミネラル補給について
9月	②	●交通法規遵守と「秋の全国交通安全運動」の実施について ・危険箇所の把握、交通弱者保護など
	⑥	●営業区域内の道路・交通状況 ・台風・ゲリラ豪雨など異常気象時と交通規制（冠水など）について
	⑧	●加齢による運転技能の低下について ・加齢による身体能力の低下と運転への影響及び注意点について
	⑨⑩	●過労防止について ・酷暑後の健康管理と乗務時間、休憩時間の適切な取得について
摘要	①	事業用自動車を運転する場合の心構え
	②	運行及び旅客の安全確保のための遵守事項
	③	事業用自動車の構造上の特性
	④	旅客乗車中の安全確保における留意事項
	⑤	旅客乗降時の安全確保における留意事項
	⑥	営業区域の道路・交通状況（地理関係）
		⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
		⑧ 運転者の適性に応じた安全運転方法
		⑨ 睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策
		⑩ 健康管理
		⑪ 旅客・公衆への応接（接遇関係）
		⑫ その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目

<注意事項>

・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。
・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。

2023年度（下期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【ハイヤー】

実施月日	摘要	具体的な指導・監督内容
10月	⑦ ⑨ ② ③④⑤ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ●ドライブレコーダー画像を用いた事故再発防止・危険予測及び回避について <ul style="list-style-type: none"> ・DR画像の徹底検証により正確な事故原因を究明し、的確なアドバイスを考察する ●生理的要因による運転への影響と対策について <ul style="list-style-type: none"> ・SASの危険性と生活習慣、およびアルコールの1単位(健康管理)について ●交通法規遵守(重大事故に直結する違反・駐車違反等特定交通違反の撲滅) ●車両の安全装置など事故防止につながる機能や特性の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・新しい車両に搭載される安全装置について機能紹介や実技指導を実施 ●無事故コンテスト(社内：下期)の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
11月	② ⑦ ⑨⑩ ⑪ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ●日常点検の完全実施と運行の安全について <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検メニューの内容と具体的点検実施方法の再確認 ●路上横臥事故再発防止へ向けて(速度の抑制、ハイビーム活用など) ●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について <ul style="list-style-type: none"> ・所見による適切な指導。営業運転上の注意事項と過労防止について ●旅客の接遇について <ul style="list-style-type: none"> ・旅客接遇の基本心得、基本の言葉の励行実施(選ばれる京王ハイヤーの確立) ・高齢者、障がい者、妊婦などへの心得。(乗車、降車時の対応、手助け介護) ●お客様へのサービス向上について <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・快適」を常に意識した運転を心掛けているか再確認する。
12月	①② ③ ②④ ⑥ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ●特定交通違反の撲滅について <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為の種類と処分内容、重点取締地区について ●事業用自動車の構造特性について <ul style="list-style-type: none"> ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●年末年始の「自動車輸送安全総点検」実施について ●営業区域内の道路・交通状況 <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象時および繁忙期の交通集中による渋滞と交通規制について ●防犯指導、防犯訓練等の実施(防犯会報などによる直近の事案の紹介と防止策)
1月	⑦ ⑧⑨ ②⑦⑧ ⑨⑩ ③	<ul style="list-style-type: none"> ●二輪車との右直事故(早回り右折・サンキュー事故)再発防止へ向けて <ul style="list-style-type: none"> ・指差確認喚呼、声だし確認の徹底 ●適性診断結果・指導報告書に基づく事故防止対策について <ul style="list-style-type: none"> ・行動の特徴の把握と指導(安全運転に対する態度) ●DRの活用による事故の再発防止および未然防止教育の推進について ●事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について <ul style="list-style-type: none"> ・私生活での暴飲暴食の禁止、睡眠不足につながるPC・スマホの使用など注意内容 ●事業用自動車の構造特性について <ul style="list-style-type: none"> ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について
2月	⑪ ②⑩ ③ ⑧ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ●旅客の接遇について(サービス心得・ハイヤー編参照) ●うがい・手洗い・消毒の励行によるインフルエンザおよび流行性感染症予防の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた上記消毒・洗浄およびマスク着用の励行について ●事業用自動車の構造上の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・実技講習による乗車時の視野・死角の再確認 ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●加齢による運転技能の低下について <ul style="list-style-type: none"> ・加齢による身体能力の低下と運転への影響及び注意点について ●停車時のパーキングレンジおよびサイドブレーキの活用について
3月	②⑦ ④⑦ ⑪ ⑪	<ul style="list-style-type: none"> ●「春の全国交通安全運動」期間前後の安全運転徹底について <ul style="list-style-type: none"> ・春休み前後の危険箇所(の)把握、就学前後の児童など交通弱者保護について ●高速道路における事故防止について <ul style="list-style-type: none"> ・雨天時における急制動の危険性とその回避策、スリップ事故防止について ●遺失物対策について <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なお声がけ、後方を目視確認および降車時トランクサービスの確認徹底 ●旅客接遇サービスについて <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの本質とその役割、服装・身だしなみ、言葉遣いなど
摘要	① 事業用自動車を運転する場合の心構え	⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
	② 運行及び旅客の安全確保のための遵守事項	⑧ 運転者の適性に応じた安全運転方法
	③ 事業用自動車の構造上の特性	⑨ 睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策
	④ 旅客乗車中の安全確保における留意事項	⑩ 健康管理
	⑤ 旅客乗降時の安全確保における留意事項	⑪ 旅客・公衆への応接(接遇関係)
	⑥ 営業区域の道路・交通状況(地理関係)	⑫ その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目
<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。 ・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。 		

2023年度 現任運転者教育を行う上での留意点について

現任運転者教育の実施にあたっては、以下の内容を十分に理解した上、指導・監督にあたること。

①事業用自動車を運転する場合の心構え
<ul style="list-style-type: none">○ 旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、当社の理念である『旅客の安全確保を最優先して』確実に輸送することが社会的使命であることを認識させること。○ 事業用自動車による交通事故が与える社会的影響の大きさを理解させること。○ 事業用自動車の運転者の運転が、他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させること。○ 運行の安全及び旅客の安全を確保し、他の運転者の模範となることが使命であることを理解させること。○ 法令に基づく厳正な点呼により、免許証の提示確認、健康状態の把握、アルコールチェックを実施し、アルコールの検知や吹き漏れを完全排除させること。
②運行及び旅客の安全確保のための遵守事項
<ul style="list-style-type: none">○ 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させること。○ 運転者の遵守事項を逸脱した運転により起因する交通事故の実例から、法令遵守の重要性を理解させること。
③事業用自動車の構造上の特性
<ul style="list-style-type: none">○ 事業用自動車の構造上の特性（車高・視野・死角・内輪差・制動距離など）を再確認させること。○ これらの特性を把握していなかったことに起因する交通事故の実例から、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させること。
④乗車中の旅客の安全を確保するための留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の粗雑な運転操作に起因する交通事故の実例から、円滑な運転操作の重要性を理解させると共に、お客様の立場に立った接客接遇・サービスの提供を学習する。○ 走行中のお客様の安全確保について、シートベルトの着用など、配慮すべき事項を確認させること。
⑤旅客乗降時の安全を確保するための留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 自動乗降ドアの不適切な操作に起因する交通事故の実例から、適切なドア操作の必要性を理解させること。○ 道路及び交通状況を充分配慮し停車させること及び適切な乗降方法について指導すること。
⑥営業区域における道路及び交通の状況（地理関係）
<ul style="list-style-type: none">○ 営業区域〔乗用〕、運行経路〔貸切・特定〕の主な道路・交通状況について予め把握させるとともに、これに 対処できる運転方法を指導すること。○ 営業区域、運行経路における道路・交通状況において想定される事故について、危険予知トレーニング、DR画像 を活用し、予めその危険性を確認しておくこと。
⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
<ul style="list-style-type: none">○ 運行上想定されるあらゆる危険に対処できるよう、危険予知トレーニング、DR画像等を活用し、必要な技能・ 知識を習得させること。○ 危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称および安全呼称を活用させること。
⑧運転者の適性に応じた安全運転方法
<ul style="list-style-type: none">○ 適性診断の結果に基づき、運転者に自らの運転行動の特性を自覚させること。○ 運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行なう。
⑨睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転者への影響と対策
<ul style="list-style-type: none">○ 過労（連続ハンドル時間）・飲酒等の生理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。○ 自らの運転技能への過信など、心理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。○ 運転中に疲労や眠気を感じた時は、運転を中止し、休憩又は仮眠を取得するよう指導すること。○ 睡眠不足での運転、飲酒・酒気帯び運転及び覚醒剤等の使用禁止を徹底させること（点呼前チェックの徹底）
⑩健康管理
<ul style="list-style-type: none">○ 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを、具体的事例を示して理解させること。○ 乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、速やかに運行管理者へ報告する 体制を整えさせること。○ 定期健康診断の受診結果等に基づいた適切な生活習慣改善の実施およびその重要性を理解させること。
⑪旅客・公衆への応接（接遇関係）
<ul style="list-style-type: none">○ 公共輸送に携わる運転者に求められる接遇（知識・技術等）について、その重要性を理解させること。○ 接遇不良が原因となった実際の苦情事例に学び、接遇向上の必要性及びその重要性について理解させること。
⑫その他（営業所独自教育項目）
<ul style="list-style-type: none">○ 防犯指導、防犯訓練等の実施。○ 非常用信号用具、消火器等の取扱いについての適切な指導をすること。○ とくに、時季や社会情勢等に対応した教育事項を設定すること。

※教育の実施においては、運転者が自ら考え理解できるよう、参加型・体験型の教育手法を積極的に取り入れ、配布資料や実施風景写真も本記録簿提出時に添付して下さい。

輸送の安全に関する予算額

単位：千円

NO.	項 目	2022年度			2023年度			対前年増減		
		予 算 額			予 算 額			予 算 額		
		ハイ・タク (A)	バス (B)	計 (C)	ハイ・タク (D)	バス (E)	計 (F)	ハイ・タク (D-A)	バス (E-B)	計 (F-C)
1	無事故・無違反コンテスト	7,480	520	8,000	3,440	355	3,795	△ 4,040	△ 165	△ 4,205
2	乗務員表彰	14,430	530	14,960	11,774	510	12,284	△ 2,656	△ 20	△ 2,676
	[内訳] 無事故乗務員表彰	8,150	460	8,610	7,640	450	8,090	△ 510	△ 10	△ 520
	総合成績優良乗務員表彰	4,720	10	4,730	3,990	0	3,990	△ 730	△ 10	△ 740
	優良班長表彰	1,560	60	1,620	144	60	204	△ 1,416	—	△ 1,416
3	教育・訓練費（乗務員・非乗務員）	7,254	665	7,919	7,494	5,515	8,359	240	4,850	440
	[内訳] 小集団活動（人件費）	4,836		4,836	4,836		4,836	—		—
	新人の安全教育（人件費）			0			0			
	安全運転外部研修（ハイ・タク）	1,500		1,500	1,500		1,500	—		—
	安全運転外部研修（バス）		465	465		465	465		—	—
	適性診断受診料（初任除く）	918	200	1,118	1,158	400	1,558	240	200	440
	適性診断活用講座受講料			0			0			
	モニター添乗（バス）					4,650			4,650	
4	その他・臨時	13,876	0	13,876	14,175	0	14,175	299	—	299
	[内訳] DR機保守代	1,750		1,750	0		0	△ 1,750		△ 1,750
	DR機更新代	9,246		9,246	11,295		11,295	2,049		2,049
	運転記録証明代	2,880		2,880	2,880		2,880	—		—
	事故削減協力金			0			0			
5	安全装置・システム	154,735	52,000	206,735	100,174	0	100,174	△ 54,561	△ 52,000	△ 106,561
	[内訳] 安全装置搭載車両導入	150,559	52,000	202,559	95,998		95,998	△ 54,561	△ 52,000	△ 106,561
	安全運転支援システム導入			0			0			
	安全運転支援システム使用料	4,176		4,176	4,176		4,176	—		—
	合 計	197,775	53,715	251,490	137,057	6,380	138,787	△ 60,718	△ 47,335	△ 112,703

2023年度安マネ数値目標一覧表（公開用）

単位：千km、件

営業所	2022年度 目 標	2022年度予想			2023年度目標		
		走行料	事故件数	事故率	事故件数	事故率	対前年増減
吉祥寺	1.50	4,260	92	2.16	78	1.83	△0.33
杉 並	1.50	3,471	67	1.92	56	1.61	△0.30
目 黒	1.50	2,947	32	1.07	26	0.88	△0.19
ハイヤー	0.48	2,562	20	0.77	16	0.62	△0.14
調布中央Ⅰ	0.82	4,522	29	0.65	25	0.55	△0.10
調布中央Ⅱ	0.81	1,715	21	1.21	17	0.99	△0.22
府 中	0.83	3,113	25	0.81	21	0.67	△0.13
昭 島	0.68	1,259	22	1.73	18	1.43	△0.30
多摩中央	0.67	4,085	46	1.12	38	0.93	△0.19
町 田	0.95	1,643	11	0.66	9	0.55	△0.12
八王子	0.95	2,890	39	1.35	33	1.14	△0.21
相模原	0.96	614	7	1.07	5	0.81	△0.25
福 生	0.87	1,927	15	0.79	13	0.67	△0.12
青 梅	0.85	2,215	27	1.23	23	1.04	△0.19
ハイ・タク計	0.99	37,231	452	1.21	378	1.02	△0.20
バ ス	0.60	1,905	10	0.52	8	0.42	△0.10
合 計	0.97	39,136	462	1.18	386	0.99	△0.19

※2023年度 目標事故件数の小数点以下は全て切り捨て

安全報告書

(運輸安全マネジメント2023年度方針／バス)

1. 基本方針

- (1) 安全は事業の根幹であり、全てに最優先することを全社員が認識します。
- (2) 安全を確保するため、道路交通法などの関係法令を遵守します。
- (3) お客様の安全と交通弱者の保護を第一に考えた運行に徹します。
- (4) ゆるぎない安全風土の確立をめざし、安全管理体制の継続的な改善を図ります。
- (5) 全社員は、業務中、交通事故等報告該当事項が発生した場合、速やかに報告することを徹底し、社内で共有するとともに安全に関する情報は積極的に公表します。

2. 目標の設定

- (1) 数値目標：年間事故件数（過失30%以上の有責事故件数）
 - ①バス計・・・・・・・・・・・・・・・・事故件数： 8件
 - ② 全社計（バス含む）・・・・・・・・事故件数：386件

- (2) 重大事故の撲滅を目指し、次の事故の撲滅を図る。
 - ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故
 - ② 当社で撲滅を目指す事故形態
 - ・交通弱者（特に高齢歩行者）との死傷事故、車内人身事故
 - ・左折巻き込みによる事故
 - ・内輪差・外輪差に起因する事故

- (3) 有責事故を削減するため、後退事故の削減を図る。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し、実施する。
- (3) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (4) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (5) 輸送の安全に関する情報の報告・連絡体制（乗務員⇄営業所⇄本社部門⇄経営トップ）を確実なものとし、社内における必要な情報の速やかな伝達と共有を図る。

4. 重点施策に基づく実施計画

重点施策	実施計画
<p>1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。</p>	<p>(1) 経営トップは、安全最優先の意識の徹底、関係法令の遵守及び安全管理体制の継続的な改善について、主体的に関与する。</p> <p>また積極的に安全に係る情報を共有する場を設け、本社部門と現業部門間で双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>① 経営トップは、定期的に現業長会議等の諸会議体を開催し、安全に係る情報の共有を図り、必要な指示を行う。また部長会議（毎朝）では、前日に発生した交通事故・違反の発生状況を共有し、必要に応じて営業所へ助言・指示を行うことで安全最優先の意識の徹底、関係法令等遵守の浸透を図る。</p> <p>② 経営トップ及び安全統括管理者は、年2回、各営業所を巡視し、安全の確保に関わる取り組みの進捗状況を確認、必要に応じ現業職員に対しての具体的な指示・助言を行う。</p> <p>1) 夏季「夏季の輸送安全総点検」実施期間中 2) 冬季「年末年始輸送安全総点検」実施期間中</p> <p>③ 年2回の現業説明会（くるま座の会）を継続実施することにより、乗務員代表の班長、労働組合役員、事務・整備職員に会社の現況報告を行うとともに、輸送の安全に関する議論を行なう。また説明会実施後、営業所は速やかに小集団活動を実施し、班長を通じ各班員に対しフィードバックするとともに意見の吸い上げ集約することで、内容を全社員に周知し、現業との双方向のコミュニケーションを図る。</p> <p>④ 過去の特定バスでの死亡事故を受け、事故日である毎月5日を無事故強調日として取り組んでいるが、これを継続しつつ、直近で発生したタクシーでの事案（死亡事故、警察官に対するあるまじき行為）を受けて定めた施策を加え、経営トップ及び安全統括管理者、本社部課長が赴き、以下の点を中心とした点呼を直接乗務員に実施する。</p> <p>1) 高齢者の行動特性を踏まえた上での安全の確保 2) 交差点左折時一時停止、右折時徐行と安全確認の徹底 3) 運行中に発生した報告該当事項の即時報告徹底</p> <p>⑤ 経営トップは、内部監査やマネジメントレビューに参加し、輸送の安全に関する基本方針の設定や重点施策の策定に主体的に関与する。</p> <p>⑥ 経営トップは、社内報への掲載及び各種式典の場において、安全に関する現状やコメント発信並びに前年度発生した事案を（死亡事故、警察官へのあるまじき行為）を風化させず、二度と繰り返さないための訓示を行い、展開することで全乗務員への再発防止意識の浸透を図る。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>(2) 労使協働を基本とした安全管理体制を構築する。</p> <p>① 経営トップは、労働組合に対し、定期的に会社の現況報告を実施し、情報共有を図るとともに輸送の安全に係る諸課題について議論を行い、安全最優先の意識を根付かせる。</p> <p>② 経営トップは、定期的に労使対話の機会を設けることにより安全の確保に関する施策を共有する。また、共有した内容を各営業所・労組支部へ展開することにより、労使協働で安全最優先の意識の浸透・関係法令遵守の徹底を図る。</p> <p>③ 営業所は労使から成る事故防止員会等の活動を通じ、協働で安全に係わる営業所目標を設定し、施策を立案・実施する。</p> <p>④ 小集団活動及び現任教育を事故防止における重要な取り組みとして位置付け、営業所・労組支部・班長および班員の三位一体で推進する。(年間合計12回実施：実施内容・計画については別紙参照)</p> <p>⑤ 営業所は、労使共催の安全運転講習会のほか、必要に応じて事故惹起者や新人乗務員、高齢乗務員を対象とした講習会等集合教育の開催について検討・実施する。</p> <p>(3) 運行管理体制の強化</p> <p>① 規定に基づき社内業務監査を年1回実施、現業における運行管理体制の諸課題を把握、積極的に関与し、改善を進めることで現業と本社各部署の連携を強化する。</p> <p>② 運輸安全マネジメント目標の達成を目指し、通期で開催する無事故コンテストは、内容を一部変更して継続実施する。</p> <p>1) 各営業所は目標達成のための行動計画を策定、所員間で共有し、事故防止に向けた具体的な取り組みを実施する。</p> <p>2) 無事故コンテストを通じ、乗務員への安全最優先の意識浸透、道路交通法等関係法令遵守の意識付けを図り、運行管理体制の強化に取り組む。</p> <p>③ 営業所における運行管理体制の強化</p> <p>1) アルコールチェッカーと連動したIC免許リーダーの活用と事前チェック表を使用した健康状態の把握により、厳正な点呼を実施する。</p> <p>2) 報告・連絡体制を点検し、運行中に発生した報告該当事項に対する乗務員の即時報告、運行管理者による報告該当事項に対する乗務員一人ひとりへの帰庫点呼時の確認を徹底する。</p> <p>3) 規定に基づき、社内業務監査・自主点検を実施しPDCAサイクルを回すことで運行管理業務の徹底を図る。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>4) 出庫前点検、出庫・帰庫時の車両外装チェックを徹底し、乗務員の営業車両に対する意識の改善を進める。</p> <p>5) 定期健康診断の100%受診と、当社規定に基づく要健康管理者、健康管理候補者の管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに定めた乗務職における65歳定年退職時及び70歳到達時の脳ドック検診を滞りなく実施する。 ・乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、直ちに運行を中断し、速やかに運行管理者へ報告・指示を受けるよう現任教育で徹底する。 <p>6) 65歳以上の高齢乗務員に対する適齢診断の受診と受診後教育を確実に実施するとともに、勤務延長時の健康状態の把握を徹底する。</p> <p>7) コロナ感染症は「5類」への引下げとなることが、決定しているが、引き続き乗務中のマスク着用、車内換気、小まめな手洗い・うがいを励行し、感染防止に努める。</p> <p>8) 「業務中の有責事故に対する処罰基準目安」に基づき、交通事故惹起者に対する懲戒処分と事故の再発防止教育を継続実施・定着させ交通事故を抑止するとともに、惹起者はもちろん、全社員の交通安全に対する意識の高揚と浸透を図る。</p> <p>9) バス乗務員添乗制度として、本社課長職以上及びハイ・タク現業長、添乗専任者によるモニター添乗を実施、運転の基本動作の実施、安全・接客接遇行動の浸透度を評価し、乗務員に評価と改善点をフィードバックすることで個々のレベルの向上を図る。</p> <p>(4) 事故発生状況等の共有と事故傾向の分析、再発防止策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本社は、現業長会議などの諸会議体や、社内グループウェア（サイボウズ）の回覧を通じ、営業所へ事故と違反の傾向をフィードバックする。 ② 営業所は、本社からのフィードバックにより自営業所の事故状況・傾向を分析し、地域やブロック毎の特性等を考慮して上期・下期の具体的な目標数値、達成に向けた具体的な行動計画を策定し、実施する。 ③ 危険な事故や悪質な違反及びヒヤリハットなど、全社で注意喚起が必要な事案が発生した場合には、安全運行部からテロップ付動画等を配信、各営業所では点呼等を通じ、全乗務員への周知と再発防止に向け注意喚起を実施する。 ④ 事故・違反発生時のドライブレコーダー画像（内側・外側）検証を継続し、事故原因の究明と再発防止に向けた指導教育を実施する。

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>⑤ 前年度導入したドライブチャートを、積極的にヒヤリハット情報の収集等に活用することで、事故の未然防止に取り組む。</p> <p>(5) 運輸防災マネジメント指針に基づいた自然災害へ対応ができる体制を整備する。</p> <p>①運輸防災マネジメント基本方針および重点施策を策定する。</p> <p>②事業継続基本計画（BCP）を点検し、基本方針および災害発生時対応マニュアルの改訂、緊急連絡網の再整備を行う。</p> <p>③事務・整備職員を対象にALSOKの安否確認訓練を年2回実施し、緊急時を想定した連絡訓練を実施する。また、乗務職に対しては安否確認メールを使用した連絡訓練を実施する。</p> <p>④各仕業における運行ルート別の浸水・道路冠水危険箇所のほか、土砂崩れ等の通行危険箇所についても広く周知出来るハザードマップの作成を検討する。</p> <p>⑤テロ発生時を想定し対応訓練を実施する。</p> <p>(6) バス乗務員添乗制度のほか、顧客先への乗務員全般についてのアンケートを実施し、結果をフィードバックする取り組みを継続する。</p>
<p>2. 輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し実施する。</p>	<p>(1) 乗務員教育</p> <p>① 初任運転者</p> <p>1) 関係法令やコンプライアンスの遵守等、安全に関する基本方針は本社および採用研修センターで教育を実施する。</p> <p>2) 初任教育はバス乗務員用の教育マニュアルに基づき、営業所管理者による座学のほか、運行系統仕業別に班長による同乗運転教育を実施する。</p> <p>3) 万能型乗務員育成のため、独車後経験の浅い乗務員を対象とし未習熟仕業を習得させる教育を実施する。</p> <p>4) 指導班長制度による教育体制を確立させるため、管理者は指導班長と連携し、新人乗務員の教育、フォローを実施する。</p> <p>② 現任運転者</p> <p>1) 現任運転者教育計画（年間：別紙）に基づく教育を毎月実施するほか、小集団活動の場を利用して、座学・実技による教育を実施する。</p> <p>2) 必要に応じ集合点呼（さみだれ点呼）を実施し、他営業所で発生した事案等の周知、再発防止教育を実施する。</p> <p>3) 労使共催による安全運転講習会・事故防止講習会等集団教育を年1回以上実施するほか、必要に応じて入社1年未満者や高齢乗務員等を対象とした講習会を実施する。</p> <p>4) 安全教育の一環として運行系統仕業別の注意点をまとめた冊子を使用した座学と現地での危険確認を行うルート別研修と同乗運転教育を継続実施する。</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>③ その他</p> <p>1) 指差確認喚呼による安全確認の徹底など運転の基本動作の定着および車内アナウンスの実施など接遇面の向上を目的とした添乗・評価制度を定着させ、評価結果を個々の乗務員にフィードバックし、安全・接遇面における指導と改善教育を実施する。</p> <p>2) 外部講師の招へいや外部施設を利用した乗務員講習会の開催について検討する。</p> <p>(2) 運行管理者教育</p> <p>① 運行管理者一般講習会への出席のほか、運行管理・事故防止研修を年1回、本社で実施する。</p> <p>② 現業長・副所長を対象とし、NASVAや損保会社などの外部講師による安全マネジメントのコンセプト教育を実施する。</p> <p>③ 社内業務監査・自主点検の実施により、各営業所の運行管理や労務管理の現状を把握し、現業長をはじめ担当者へ適正な指示・助言を与えることで個々のスキルアップを図る。</p> <p>④ 事故防止ワーキンググループの全体会議及びブロック会議を定期開催、情報共有と具体的事故防止策を立案・実施することにより、個々のメンバーのスキルアップを図る。</p> <p>⑤ 導入したモバイルパソコンの機動性を活かし、効率的な諸会議体の開催、各種講習会・研修会への参加など積極的に活用する。</p>
<p>3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。</p>	<p>(1) 無事故乗務員表彰規定に基づく表彰を実施する。</p> <p>(2) 無事故コンテストは内容を一部変更して実施、以下のとおり乗務員および管理者へ表彰金を支給する取り組みを継続する。</p> <p>① 単月、半期、通期で、運輸安全マネジメント目標事故件数を達成した営業所の乗務員に対し表彰金を支給する。</p> <p>② 目標達成のため、優れた行動計画を策定し、具体的な取り組みを行った営業所の管理者に対し表彰金を支給する。</p> <p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 乗務員</p> <p>1) 拘束時間内小集団活動の実施</p> <p>2) 新人乗務員フォローアップ研修を削除</p> <p>3) 安全運転講習会、新人乗務員事故防止講習会等の開催</p> <p>4) 安全運転外部研修開催の検討</p> <p>② 運行管理者</p> <p>1) 営業所事務員を対象とした適性診断活用講座の受講</p> <p>2) 損保会社などの外部講師を招いた研修・講習会の開催</p>

重 点 施 策	実 施 計 画
	<p>(4) 東京バス協会主催のセーフティドライバー・コンテストに乗務員を継続参加させ、事故防止に対する意識付けおよび、運転記録証明の取付により、業務外での事故・違反惹起状況把握に活用する。</p> <p>(5) 次世代ドライブレコーダーとして、ドライブチャート（安全運転支援システム）の導入を検討する。</p>
<p>4. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。</p>	<p>(1) 年1回、本社管理部門を対象とした内部監査を実施する。</p> <p>(2) 安全統括管理者は、内部監査結果及び是正・予防措置を社長及び取締役へ報告する。</p> <p>(3) 現業部門を対象とした社内業務監査及び自主点検を実施する。</p> <p>① 本社各担当部署は、「営業所業務監査規定」に従い、定められた期間内に業務監査を実施する。</p> <p>② 業務監査の実施から、結果に基づく改善報告、改善の状況を確認するフォローアップ監査の実施と結果報告まで、5ヶ月を目途とし、各営業所はその半年経過後に自主点検を行って報告するものとし、PDCAサイクルの循環を推進する。</p>
<p>5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達、共有を図る。</p>	<p>(1) 重大な事故、災害等が発生した場合は、所定の報告・連絡体制により情報を伝達・共有する。本社休業日に発生した場合は、別途定める緊急連絡網により実施する。</p> <p>(2) 業務中、報告該当事項が発生した場合の報告・連絡体制を再構築する。</p> <p>① 運行中、報告該当事項が発生した場合、乗務員は即時に運行管理者へ報告を行うことを再徹底する。</p> <p>② 運行管理者は入庫時に乗務員一人ひとりへの報告該当事項の有無確認を徹底し、速やかに上長へ報告する。</p> <p>③ 本社担当部署は報告該当事項の発生を速やかに経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに、社内で情報を共有する。</p> <p>(3) 社内グループウェア（サイボウズ）の活用により情報を共有、記録媒体として活用を継続するとともに、本社管理職以上は、2021年度から導入しているモバイルパソコンを活用することで、リモートによる会議体への参加など、適宜社外からの情報共有についても推進する。</p>
<p>6. 輸送の安全に関する情報の公開</p>	<p>2023年度の安全基本方針及び2022年度の実施結果について社外に情報を公開する。</p>

5. 輸送の安全に関する予算額

無事故・無違反コンテスト、乗務員教育費等合計 6,380千円

2023年度（上期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【バス】

実施月	摘要	具体的な指導・監督内容
4月	①⑩ ⑥⑦ ⑧⑪⑫ ⑬ ⑭	●旅客の安全確保を最優先する事について ・プロとして自覚ある運転の心がけと実践について ●運行経路内にある事故多発地点と通行危険箇所について ・運行系統仕業別の注意点をまとめた冊子を活用しての座学および現地での危険確認を行なうルート別研修（同乗指導教育）の実施 ●ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリ・ハット体験等の共有 ・事故回避へ向けた適切な認知・判断および運転機器の操作方法 ●旅客の接遇について ・苦情例に基づく接遇面の向上教育など ・ホスピタリティあふれる接客対応とケーススタディについて ●無事故コンテスト（社内：上期）の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
5月	② ⑧⑨ ⑨⑩ ⑫ ⑭	●道路交通法の内容について（矢印信号の見落とし、速度超過など重大事故防止へむけて再確認） ●適性診断結果・指導報告書に基づく事故防止対策について ・行動の特徴の把握と指導（安全運転に対する態度） ●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について ・再検査、精密検査、治療等の有無についての確認・記録の重要性と管理の徹底について ●旅客の接遇について ・旅客接遇の基本心得 ・車内アナウンスでの基本接遇用語の完全励行（添乗制度に基づく確認） ●非常用信号用具、消火器、発炎筒等の取扱方法について
6月	③ ⑨ ⑨⑩ ⑬ ⑰⑱	●事業用自動車の構造特性について ・雨天時の速度超過と急制動および急ハンドル操作の危険性について ・車高、視野、死角、内輪差などについて ●生理的要因による運転への影響と対策について ・夜間雨天時の走行における視野特性と注意点（速度抑制、ハイビーム活用など） ●事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について（睡眠不足の防止・質的向上） ●接客マナー向上について ・サービスの本質とその役割、服装・身だしなみ、乗降時の挨拶など基本接遇の再確認 ●車内遺失物の取扱いと処理について
7月	② ②④ ⑤ ⑥ ⑨⑩ ⑲⑳㉑	●正しい日常点検の完全実施と運行の安全について ●車内事故防止のために ・運転の基本動作である「指差確認」、「声出し確認」による安全確認およびお客様への「シートベルト着用徹底の声かけ」の実施を重点項目として徹底する ●乗客乗降時の安全確認（段差昇降時の安全確認の声かけ、スロープ使用時の安全確保など） ●異常気象時の交通規制と対処方法について（冠水による車両故障防止） ●酷暑時候における健康管理と乗務について（日常生活面） ・私生活での暴飲暴食の禁止と適度な休憩の取得、明番（宿泊仕業）・公休時の生活について ●安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について
8月	② ② ②⑦ ⑩	●夏季交通事故『0』強調月間の実施について ・期間中の事故防止と重点取組事項 ●道路運送法に基づき運転者が遵守する項目について ・運行指示書の遵守（休憩時間の確保、宿泊仕業における体調管理など） ・運行指示書に反する行動に起因する事故事例の学習と再発防止について ●踏切事故の防止について（京王電鉄グループ会社の自覚と責任） ・事故の社会的影響（重大性）と防止方法、無謀な踏切走行の撲滅について ●酷暑時候における健康管理と乗務について（熱中症対策） ・車内環境とエアコン温度調整、こまめな水分・ミネラル補給について
9月	② ⑥ ⑦⑫ ⑧ ⑨⑩	●交通法規遵守と「秋の全国交通安全運動」の実施について ・危険箇所の把握、交通弱者保護など ●運行経路内の道路・交通状況 ・台風・ゲリラ豪雨など異常気象時と交通規制（冠水など）について ●ドライブレコーダー画像を利用した安全運転学習の実施 ・DR画像（内・外側）の徹底検証により正確な事故原因を究明し再発防止策を講じる ●加齢による運転技能の低下について ・加齢による身体能力の低下と運転への影響及び注意点について ●過労防止について ・酷暑後の健康管理と乗務時間、休憩時間の適切な取得について
摘要	① 事業用自動車を運転する場合の心構え ② 運行及び旅客の安全確保のための遵守事項 ③ 事業用自動車の構造上の特性 ④ 旅客乗車中の安全確保における留意事項 ⑤ 旅客乗降時の安全確保における留意事項 ⑥ 運行経路の道路・交通状況（地理関係） ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	⑧ 運転者の適性に応じた安全運転方法 ⑨ 睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策 ⑩ 健康管理 ⑪ 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について ⑫ ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット教育 ⑬ 旅客・公衆への応接（接遇関係） ⑭ その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目

<注意事項>

- ・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。
- ・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。

2023年度（下期）現任運転者教育 実施計画表

運輸事業本部

【バス】

実施月日	摘要	具体的な指導・監督内容
10月	①② ② ⑦⑫ ⑨⑩ ⑭ ⑫	●宿泊作業時におけるアルコール測定器の正しい使用方法の徹底について ●交通法規遵守 ・重大事故に直結する交通違反・速度超過違反等特定交通違反の撲滅 ●ドライブレコーダー画像を用いた事故再発防止・危険予測及び回避について ●生理的要因による運転への影響と対策について ・SASの危険性と生活習慣、およびアルコールの1単位(健康管理)について ●非常用信号用具、消火器、発炎筒等の取扱方法について ●無事故コンテスト(社内：下期)の開催と行動計画に基づく取り組みの周知
11月	② ⑤ ⑦ ⑨⑩ ②⑦⑪ ⑬	●日常点検の完全実施と運行の安全について ●乗降時における乗降扉の開閉について ・乗降扉の不適切な操作による事故事例の学習と再発防止について ●路上横臥事故再発防止へ向けて(速度の抑制、ハイビーム活用など) ●定期健康診断の結果に基づく健康管理指導の実践について ・所見による適切な指導。営業運転上の注意事項と過労防止について ●安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について ●旅客の接遇について(乗車、降車時の対応)
12月	③ ②④ ②⑦ ⑥⑫ ⑭	●事業用自動車の構造特性について ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●年末年始の「自動車輸送安全総点検」実施について ●歩行者・自転車との事故撲滅へ向けて(京王グループバス各社 重大事故再発防止) ・高齢者、児童の行動特性を踏まえた危険予測、側方通過時の間隔や速度など防衛運転について ●運行経路内の道路・交通状況 ・異常気象時および繁忙期の交通集中による渋滞と交通規制について ・ドライブレコーダーを用いた運行する経路の交通状況の事前把握と対応について ●防犯指導、防犯訓練等の実施
1月	③ ⑧⑨ ②⑦⑫ ⑨⑩	●事業用自動車の構造上の特性 ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●適性診断結果・指導報告書に基づく事故防止対策について ・行動の特徴の把握と指導(安全運転に対する態度) ●ドライブレコーダーの活用による事故の再発防止および未然防止教育の推進について ・乗務員自身が運転行動を確認し、改善していくために操作方法などを教育する ●事故防止に不可欠な良質な睡眠の取得と健康管理について ・私生活での暴飲暴食の禁止、睡眠不足につながるPC・スマホの使用など注意内容
2月	③ ⑦ ②⑦⑪ ②⑩ ⑧ ⑬	●事業用自動車の構造上の特性 ・積雪、路面凍結時の制動とハンドル操作およびスタッドレスタイヤの特性について ●二輪車との右直事故(早回り右折・サンキュー事故)再発防止へ向けて ・指差確認喚呼、声だし確認の徹底 ●安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について ●うがい・手洗い・消毒の励行によるインフルエンザおよび流行性感染症予防の徹底 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた上記消毒・洗浄およびマスク着用の励行について ●加齢による運転技能の低下について ・加齢による身体能力の低下と運転への影響及び注意点について ●旅客の接遇について(仕業別、苦情例に基づく接遇面の向上教育)
3月	②⑦ ④⑦ ⑦⑫ ⑬	●「春の全国交通安全運動」期間前の交通弱者事故の防止について(重大事故再発防止) ・高齢者や就学前後の児童など、歩行者・自転車の運転特性の把握、危険箇所の再確認 ●高速道路における事故防止について ・雨天時における急制動の危険性とその回避策、スリップ事故防止について ●ドライブレコーダー画像を利用した事故・ヒヤリハット事例学習 ●デジタルタコグラフのデータを用いた運転状況の把握について ●旅客接遇サービスについて ・サービスの本質とその役割、服装・身だしなみ、言葉遣いなど
摘要	①	事業用自動車を運転する場合の心構え
	②	運行及び旅客の安全確保のための遵守事項
	③	事業用自動車の構造上の特性
	④	旅客乗車中の安全確保における留意事項
	⑤	旅客乗降時の安全確保における留意事項
	⑥	運行経路の道路・交通状況(地理関係)
	⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
⑧	運転者の適性に応じた安全運転方法	
⑨	睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転への影響と対策	
⑩	健康管理	
⑪	安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について	
⑫	ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット教育	
⑬	旅客・公衆への応接(接遇関係)	
⑭	その他 防犯指導、防犯訓練 ※営業所独自教育項目	

<注意事項>

- ・本教育は、運輸規則第38条第1項及び同規則第39条第1項並びに平成13年国交省告示第1676号に基づき実施するものです。
- ・実施にあたっては、実際に使用した教材、資料及び記録写真についても、所定の期間、合わせて保管のこと。

2023年度 現任運転者教育を行う上での留意点について

現任運転者教育の実施にあたっては、以下の内容を十分に理解した上、指導・監督にあたること。

①事業用自動車を運転する場合の心構え
<ul style="list-style-type: none">○ 旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、当社の理念である『旅客の安全確保を最優先して』確実に輸送することが社会的使命であることを認識させること。○ 事業用自動車による交通事故が与える社会的影響の大きさを理解させること。○ 事業用自動車の運転者の運転が、他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させること。○ 運行の安全及び旅客の安全を確保し、他の運転者の模範となることが使命であることを理解させること。○ 法令に基づく厳正な点呼により、免許証の提示確認、健康状態の把握、アルコールチェックを実施し、アルコールの検知や吹き漏れを完全排除させること。
②運行及び旅客の安全確保のための遵守事項
<ul style="list-style-type: none">○ 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守含む）及び交通ルール等を理解させること。○ 運転者の遵守事項を逸脱した運転により起因する交通事故の実例から、法令遵守の重要性を理解させること。
③事業用自動車の構造上の特性
<ul style="list-style-type: none">○ 事業用自動車の構造上の特性（車高・視野・死角・内輪差・制動距離など）を再確認させること。○ これらの特性を把握していなかったことに起因する交通事故の実例から、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させること。
④乗車中の旅客の安全を確保するための留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の粗雑な運転操作に起因する交通事故の実例から、円滑な運転操作の重要性を理解させると共に、お客様の立場に立った接客接客・サービスの提供を学習する。○ 走行中のお客様の安全確保について、シートベルトの着用徹底など、配慮すべき事項を確認させること。
⑤旅客乗降時の安全を確保するための留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 自動乗降ドアの不適切な操作に起因する交通事故の実例から、適切なドア操作の必要性を理解させること。○ 道路及び交通状況を十分配慮し停車させること及び適切な乗降方法について指導すること。
⑥営業区域における道路及び交通の状況（地理関係）
<ul style="list-style-type: none">○ 営業区域〔乗用〕、運行経路〔貸切・特定〕の主な道路・交通状況について予め把握させるとともに、これに対処できる運転方法を指導すること。○ 営業区域、運行経路における道路・交通状況において想定される事故について、危険予知トレーニング、DR画像を活用し、予めその危険性を確認させておくこと。
⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
<ul style="list-style-type: none">○ 運行上想定されるあらゆる危険に対処できるよう、危険予知トレーニング、DR画像等を活用し、必要な技能・知識を習得させること（制動装置の急な操作方法技術）。○ 危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称および安全呼称を活用させること。
⑧運転者の適性に応じた安全運転方法
<ul style="list-style-type: none">○ 適性診断の結果に基づき、運転者に自らの運転行動の特性を自覚させること。○ 運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行なう。
⑨睡眠不足を含む生理的・心理的要因による運転者への影響と対策
<ul style="list-style-type: none">○ 過労（連続ハンドル時間）・飲酒等の生理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。○ 自らの運転技能への過信など、心理的要因が交通事故を引き起こす原因となることを理解させること。○ 運転中に疲労や眠気を感じた時は、運転を中止し、休憩又は仮眠を取得するよう指導すること。○ 睡眠不足での運転、飲酒・酒気帯び運転及び覚醒剤等の使用禁止を徹底させること（点呼前チェックの徹底）
⑩健康管理
<ul style="list-style-type: none">○ 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを、具体的事例を示して理解させること。○ 乗務中、運転に支障の出る恐れがある疾病の前兆や自覚症状があった場合、速やかに運行管理者へ報告する体制を整えさせること。○ 定期健康診断の受診結果等に基づいた適切な生活習慣改善の実施およびその重要性を理解させること。
⑪安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について
<ul style="list-style-type: none">○ 車両メーカーごとに性能に違いがある点や一般的な認識と正確な性能、作動条件の相違点を理解させること。○ 代表的な装置の説明に加え、自社車両に搭載されている装置の性能・適正な使用方法を全員で確認すること。
⑫ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット教育
<ul style="list-style-type: none">○ 周囲の交通状況、当方車両の速度、乗務員の挙動などについて注意深く確認すること。○ 等速での直進時や発進時に事故が多いことを踏まえ、乗務員の安全確認状況をよく精査して指導すること
⑬旅客・公衆への応接（接客関係）
<ul style="list-style-type: none">○ 公共輸送に携わる運転者に求められる接客（知識・技術等）について、その重要性を理解させること。○ 接客不良が原因となった実際の苦情事例に学び、接客向上の必要性及びその重要性について理解させること。
⑭その他（営業所独自教育項目）
<ul style="list-style-type: none">○ 防犯指導、防犯訓練等の実施。○ 非常用信号用具、消火器等の取扱いについての適切な指導をすること。○ とくに、時季や社会情勢等に対応した教育事項を設定すること。

※教育の実施においては、運転者が自ら考え理解できるよう、参加型・体験型の教育手法を積極的に取り入れ、配布資料や実施風景写真も本記録簿提出時に添付して下さい。

輸送の安全に関する予算額

単位：千円

NO.	項 目	2022年度			2023年度			対前年増減		
		予 算 額			予 算 額			予 算 額		
		ハイ・タク (A)	バス (B)	計 (C)	ハイ・タク (D)	バス (E)	計 (F)	ハイ・タク (D-A)	バス (E-B)	計 (F-C)
1	無事故・無違反コンテスト	7,480	520	8,000	3,440	355	3,795	△ 4,040	△ 165	△ 4,205
2	乗務員表彰	14,430	530	14,960	11,774	510	12,284	△ 2,656	△ 20	△ 2,676
	[内訳] 無事故乗務員表彰	8,150	460	8,610	7,640	450	8,090	△ 510	△ 10	△ 520
	総合成績優良乗務員表彰	4,720	10	4,730	3,990	0	3,990	△ 730	△ 10	△ 740
	優良班長表彰	1,560	60	1,620	144	60	204	△ 1,416	—	△ 1,416
3	教育・訓練費（乗務員・非乗務員）	7,254	665	7,919	7,494	5,515	8,359	240	4,850	440
	[内訳] 小集団活動（人件費）	4,836		4,836	4,836		4,836	—		—
	新人の安全教育（人件費）			0			0			
	安全運転外部研修（ハイ・タク）	1,500		1,500	1,500		1,500	—		—
	安全運転外部研修（バス）		465	465		465	465		—	—
	適性診断受診料（初任除く）	918	200	1,118	1,158	400	1,558	240	200	440
	適性診断活用講座受講料			0			0			
	モニター添乗（バス）					4,650			4,650	
4	その他・臨時	13,876	0	13,876	14,175	0	14,175	299	—	299
	[内訳] DR機保守代	1,750		1,750	0		0	△ 1,750		△ 1,750
	DR機更新代	9,246		9,246	11,295		11,295	2,049		2,049
	運転記録証明代	2,880		2,880	2,880		2,880	—		—
	事故削減協力金			0			0			
5	安全装置・システム	154,735	52,000	206,735	100,174	0	100,174	△ 54,561	△ 52,000	△ 106,561
	[内訳] 安全装置搭載車両導入	150,559	52,000	202,559	95,998		95,998	△ 54,561	△ 52,000	△ 106,561
	安全運転支援システム導入			0			0			
	安全運転支援システム使用料	4,176		4,176	4,176		4,176	—		—
	合 計	197,775	53,715	251,490	137,057	6,380	138,787	△ 60,718	△ 47,335	△ 112,703

2023年度安マネ数値目標一覧表（公開用）

単位：千km、件

営業所	2022年度 目 標	2022年度予想			2023年度目標		
		走行料	事故件数	事故率	事故件数	事故率	対前年増減
吉祥寺	1.50	4,260	92	2.16	78	1.83	△0.33
杉 並	1.50	3,471	67	1.92	56	1.61	△0.30
目 黒	1.50	2,947	32	1.07	26	0.88	△0.19
ハイヤー	0.48	2,562	20	0.77	16	0.62	△0.14
調布中央Ⅰ	0.82	4,522	29	0.65	25	0.55	△0.10
調布中央Ⅱ	0.81	1,715	21	1.21	17	0.99	△0.22
府 中	0.83	3,113	25	0.81	21	0.67	△0.13
昭 島	0.68	1,259	22	1.73	18	1.43	△0.30
多摩中央	0.67	4,085	46	1.12	38	0.93	△0.19
町 田	0.95	1,643	11	0.66	9	0.55	△0.12
八王子	0.95	2,890	39	1.35	33	1.14	△0.21
相模原	0.96	614	7	1.07	5	0.81	△0.25
福 生	0.87	1,927	15	0.79	13	0.67	△0.12
青 梅	0.85	2,215	27	1.23	23	1.04	△0.19
ハイ・タク計	0.99	37,231	452	1.21	378	1.02	△0.20
バ ス	0.60	1,905	10	0.52	8	0.42	△0.10
合 計	0.97	39,136	462	1.18	386	0.99	△0.19

※2023年度 目標事故件数の小数点以下は全て切り捨て

安 全 管 理 規 程

京 王 自 動 車 株 式 会 社

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 各部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、各部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれ

があると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全を確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

2016年 4月 1日 制定

2022年10月 1日 改定

安 全 管 理 規 程

京王自動車バスサービス株式会社

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 各部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、各部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれ

があると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全を確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が

あった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡

体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

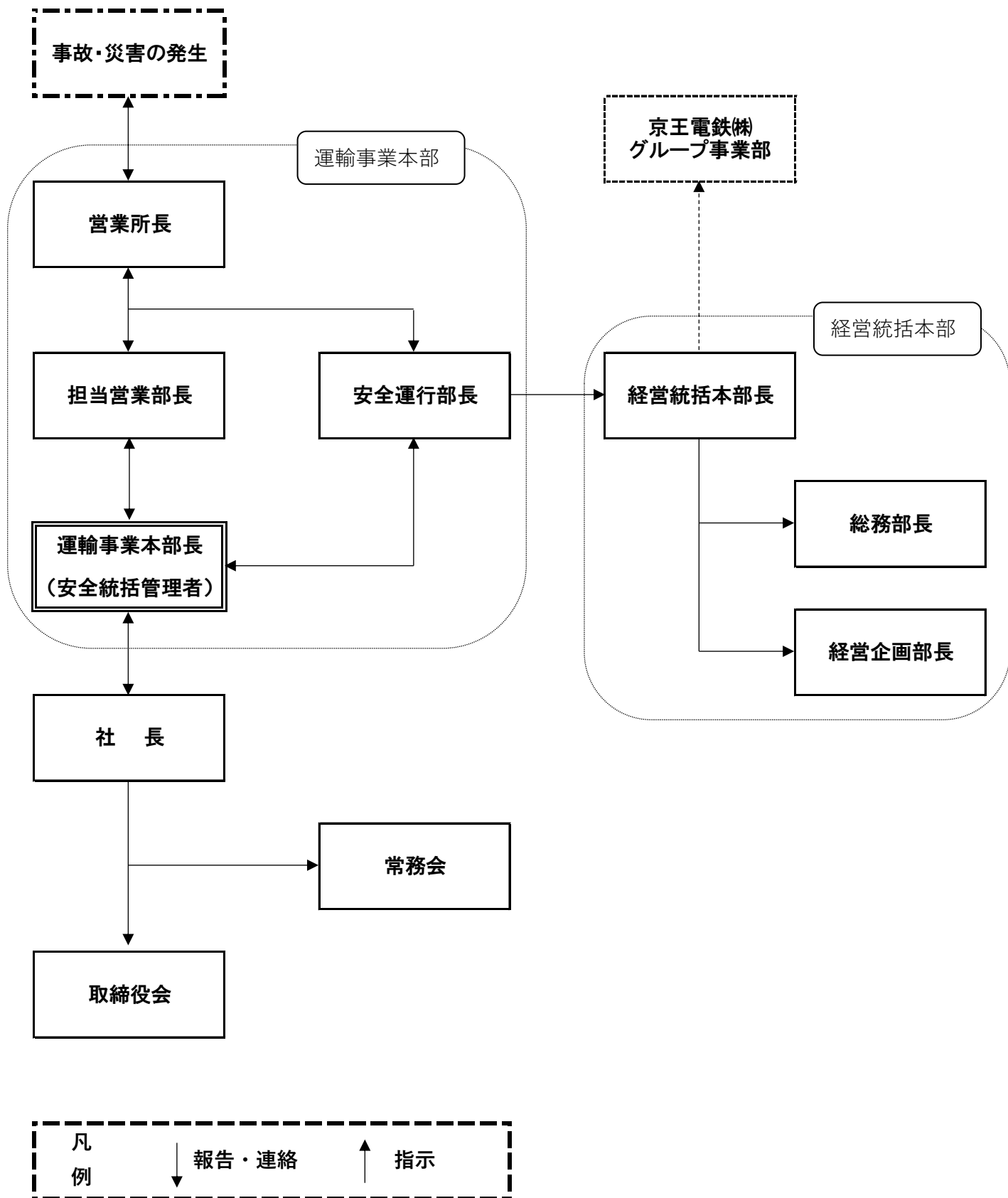
2016年 4月 1日 制定

2022年10月 1日 改定

事故・災害発生時の報告・連絡体制図

京王自動車株式会社

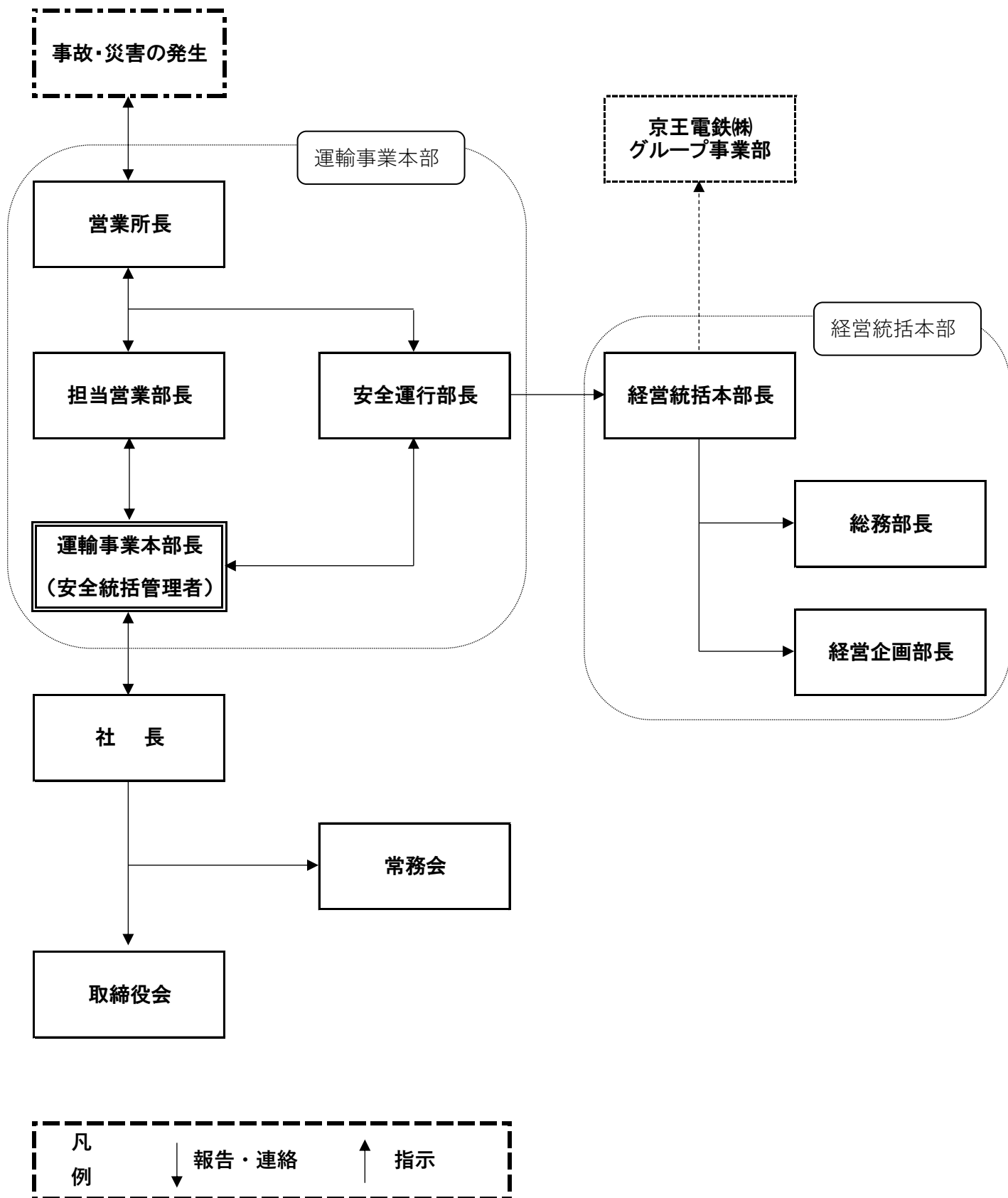
2022年10月1日現在



事故・災害発生時の報告・連絡体制図

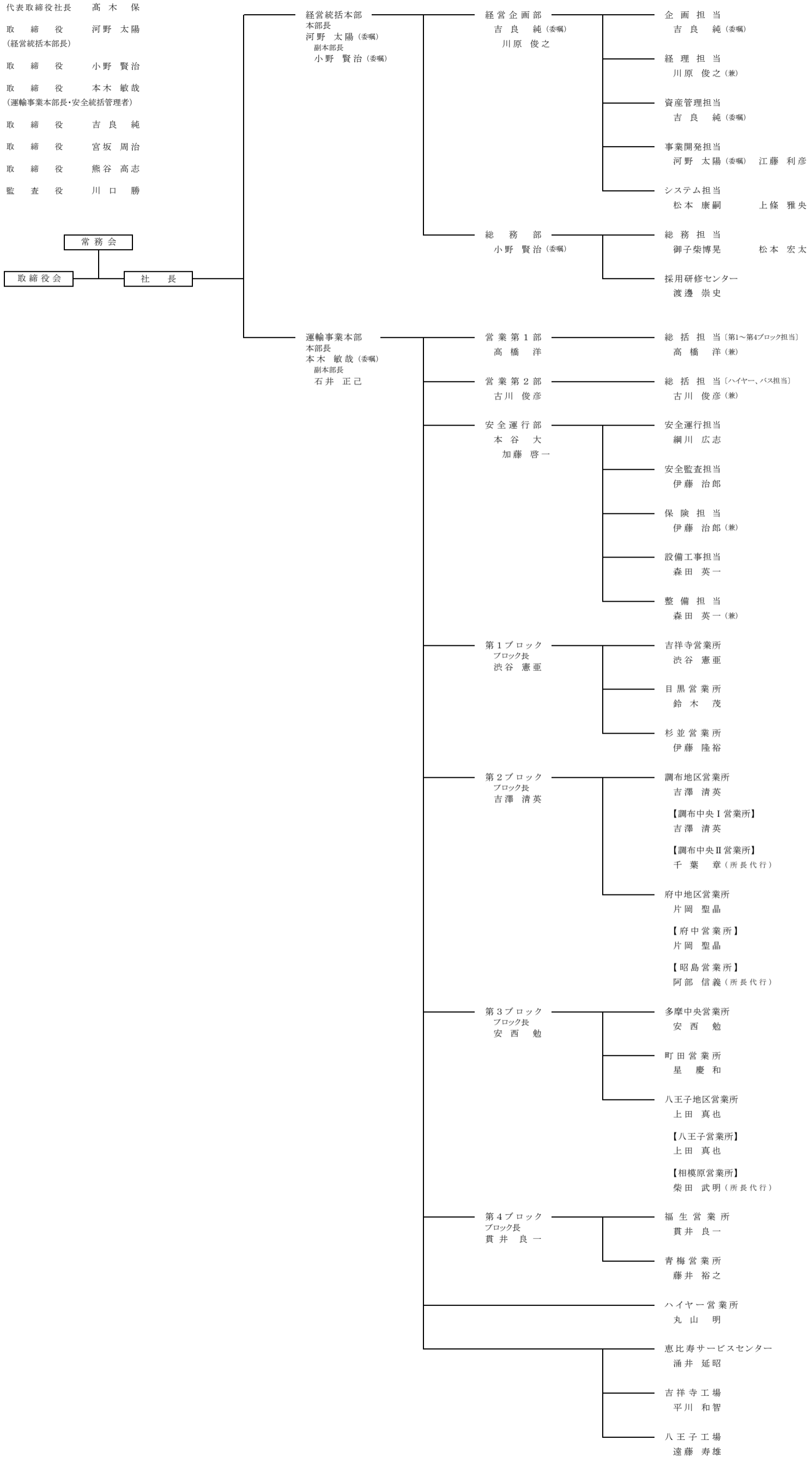
京王自動車株式会社

2022年10月1日現在



京王自動車株式会社 業務組織図

2022年10月1日現在



京王自動車バスサービス株式会社 業務組織図

2022年6月22日現在

代表取締役社長 高木 保
取締役 古川 陽一
取締役 河野 太陽
(経営統括本部長)
取締役 小野 賢治
取締役 本木 敏哉
(運輸事業本部長・安全統括管理者)
取締役 吉良 純
監査役 川口 勝

